

第 2 回

熊本県議会

# 経済常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時49分閉会

本日の会議に付した事件

平成19年度主要事業等説明

報告第4号 平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

請第7号 「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化を求める意見書」を国に対して上げることがをを求める請願

閉会中の継続審査事件

報告事項

①商工観光労働部における平成18年度の行財政改革の取組みについて

②熊本県中小企業振興基本条例への取組みについて

③企業局における平成18年度行財政改革の取組みについて

④荒瀬ダム撤去に関する取組状況について

出席委員（8人）

委員長 松田三郎

副委員長 池田和貴

委員 鬼海洋一

委員 馬場成志

委員 城下広作

委員 田代国広

委員 濱田大造

委員 山口ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 島田万里

総括審議員兼次長 渡邊昇治

次長 中川芳昭

商工政策課長 宮尾尚

産業支援課長 前田正夫

経営金融課長 藤好清隆

企業立地課長 小野上典明

観光物産総室長 守田真一

観光物産総室副総室長 松岡岩夫

労働雇用総室長 井手義隆

労働雇用総室副総室長 松永康生

労働雇用政策監

兼産業人材育成室長 辻本英子

企業局

総括審議員兼次長 平野芳久

総務経営課長 中園幹也

工務課長 山下真治

労働委員会事務局

局長 井公男

審査調整課長 佐伯康範

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中村時英

政務調査課主幹 堀田政一

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 おはようございます。

ただいまから、第2回経済常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

改めまして、おはようございます。

第1回目の委員会におきまして委員長に選任をいただきました松田三郎でございます。

1年間、どうぞよろしくお願いたします。

実は5年ほど前でございますが、私が最初に副委員長にさせていただいたのがこの経済常任委員会でございます。当時は、船田直

大先生が委員長で、多分片岡さんが部長というような時代でございました。大変厳しい熊本県内の経済情勢でございまして、記憶が確かでありましたら有効求人倍率が0.4ぐらいの時期でございまして、非常に執行部の方も委員の先生方も御苦労なされた、そういう時代でありました。

多少というか、かなりといいますか、数字の上ではよくなっているという話を聞いております。どうかこの委員会におきましても、国の法律、制度にかなり制約される部分が多いかと思いますが、県民の方を向いた実りある議論、審議ができればと思いますので、委員の先生方、そして執行部の皆さん、1年間、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、冒頭の委員長のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

池田副委員長からごあいさつをいただきましたと思います。

○池田和貴副委員長 さきの第1回の委員会で副委員長に指名をいただきました池田和貴でございます。

ただいま松田委員長が申されたことをきちんと補佐するような形で、委員の皆さん方、執行部の皆さん方との間に入って頑張らせていただきたいと思いますので、この1年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

○松田三郎委員長 ありがとうございます。

今回新たに付託されました請願が1件あります。

提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第7号についての説明者を入室させていただきます。

(請第7号の説明者入室)

○松田三郎委員長 説明者の方に申し上げま

す。各委員には、請願書の写しを配付いたしておりますので、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、お願いをいたします。

(請第7号の説明者の趣旨説明)

○松田三郎委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取り願いたいと思います。

ありがとうございました。

(請第7号の説明者退室)

○松田三郎委員長 それでは、執行部を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、自己紹介は、課長以上については、自席からお願いいたします。

また、審議員ほかについては、委員会資料の中の役付職員名簿によって紹介にかえたいと思います。

それでは、商工観光労働部長から順にお願いいたします。

(商工観光労働部長～労働雇用政策監、企業局総括審議員～工務課長、労働委員会事務局長、審査調整課長の順に自己紹介)

○松田三郎委員長 それでは、執行部から、主要事業等について、資料に従い説明をお願いします。

初めに、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて、各課長から資料に従い説明をお願いします。

以下、企業局、労働委員会事務局の順にお願いします。

なお、質疑は、説明後一括して行います。

それでは、商工観光労働部長から説明をお願いします。

○島田商工観光労働部長 商工観光労働部の事業概要等の御説明に入ります前に、当部の組織機構等について御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページに組織機構図を掲げておりますが、本庁は、昨年度と同様に2総室4課でございますが、出先機関は、今年度、工業技術センター、食品加工研究所及び計量検定所を産業技術センターとして統合したため、5機関となっております。

職員数は、本庁168名、出先機関113名の合わせて281名となっております。

なお、2ページから8ページまでは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

9ページに平成19年度当初予算の総括表を掲げておりますが、一般会計、特別会計合わせまして337億6,521万円余で、前年度当初予算比で18億1,168万円余の減となっております。

この減の要因は、中小企業振興資金特別会計で、元利償還金と一般会計への繰出金が減少し、20億9,360万円の減となったことなどによるものでございます。

続きまして、県内の景気・雇用状況に関する認識及び当部の取り組みの基本的な方針につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

県内の景気状況につきましては、日本銀行熊本支店の金融経済概観では「緩やかながら着実な回復を続けている」とされております。

全般的にはそのように認識をいたしておりますが、県内企業の大部分を占める中小企業にとっては、原油価格の高騰など依然として厳しい経営環境が続いており、雇用の面でも、全体としては持ち直しの動きが続いているものの、有効求人倍率の地域間格差が大きいなど課題を抱えております。

このような中であって、商工観光労働部としては、①商工業の振興、②総合産業としての観光の振興、③雇用対策の推進と産業人材の育成に引き続き重点的に取り組むことといたしております。

まず、商工業の振興につきましては、まちづくり3法の改正を踏まえ、商店街や個店の

魅力づくりのための補助等を通じて、中心市街地等商店街の活性化を支援してまいりますとともに、本県の拠点性向上と中心市街地の活性化を図るためのサービス産業の育成と誘致に引き続き取り組んでまいります。

また、セミコンダクタ、バイオ、ものづくりの3つのフォレスト構想と自動車、ソーラー産業の振興、産学行政連携の一層の推進、新分野進出や研究開発の支援等に取り組むこととしております。

あわせて、先ほど申し上げましたとおり、今年4月に統合した産業技術センターについては、産業支援の機能をより強化するため、平成22年度の竣工、オープンを目指し、施設整備を進めることといたしております。

企業誘致の面では、新規工業団地の整備を着実に推進いたしますとともに、補助制度を活用して戦略的な企業誘致に努めてまいります。

中小企業者に対する融資につきましては、新たに無担保で審査が迅速な経営サポート資金を創設するなど、中小企業への資金供給の円滑化に努めてまいります。

次に、総合産業としての観光の振興につきましては、引き続き、県内各地の観光資源の磨き上げ、もてなしの心向上、東アジアを中心とした誘客等に取り組みますとともに、九州新幹線全線開業に向けたキャンペーンや熊本城築城400年を活用したPRに取り組んでまいります。

また、次期の観光アクションプランの策定のほか、本県の特徴ある産品を総合的に売り出す販売戦略や物産販売拠点の課題に対応するため、物産振興戦略を策定することといたしております。

次に、雇用対策、産業人材育成につきましては、若年者を初めとする雇用の拡大に取り組みますとともに、障害者、中高年齢者、母子家庭の母等の就業支援対策、県の産業施策に対応した人材育成に取り組んでまいりま

す。

最後に、本年3月に施行されました熊本県中小企業振興基本条例につきましては、その取り組みについて後ほど御報告させていただきますが、商工観光労働部としましては、条例所管部として、その趣旨に沿い、全庁的な取り組みとして条例の目的が達せられるよう全力を挙げて取り組むことといたしております。

以上、概要を御説明いたしました。詳細につきましては、各総室長及び課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○松田三郎委員長 説明者の方の最初ちょっと1回だけ立っていただいて、後は着座のまま説明で結構でございます。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。よろしくお願いをいたします。

では、座って失礼いたします。

資料10ページをお願いいたします。

資料10ページの1番、商工会・商工会議所・商工会連合会補助でございますが、これは、小規模事業者の振興と安定を図るため、県下75の商工会、9つの商工会議所及び商工会連合会に対しまして、人件費及び事業費の補助を行うものでございます。

2番目の組織化指導費補助でございますが、これは、中小企業の組織化の促進及び育成を図るため、県中小企業団体中央会に対しまして、人件費、事業費の補助を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

3番目の中心市街地活性化体制支援事業でございますが、これは、中心市街地の活性化を図るため、改正中心市街地活性化法のもとで、基本計画の国の承認を受けた地域において、民間主導の取り組みが効果的に進むよう支援を行うものでございます。

2の事業概要の(1)中心市街地活性化協議会等補助につきましては、財団法人くまもとテクノ財団に設けております基金、TMO基金でございますが、これと同額の県補助金によりまして、協議会の構成員となります商工会、商工会議所等が行いますソフト事業を補助するものでございます。

次に、(2)のまちづくり会社出資につきましては、熊本市におきまして設置されましたまちづくり会社に出資するものでございます。

4番の商業活性化システム強化事業につきましては、改正中心市街地活性化法に基づく国の支援を受けられない中心市街地等に対しまして、人材育成や専門家によるアドバイスの提供など、実情に即したきめ細やかな支援を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

5番の元気な商業づくり総合支援事業でございます。

初めに、(1)元気な商店街づくり支援でございますが、これは、商店街組織等が地域団体と連携して地域の魅力をつくり出す取り組みや、歴史、文化など地域の特徴を生かしたソフト、ハードの取り組みに対する支援を行うものでございます。

(2)元気な店づくり支援では、中小企業等が作成します経営革新計画の審査及び承認を受けた事業者が行います新商品や新サービスの開発、販路開拓等の取り組みに対して補助を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

13ページの上段が(3)で、大型店との連携、協働による地域活性化促進事業でございますが、こちらにつきましては、平成17年度に策定いたしました大型店の立地に関するガイドラインに基づきます地域貢献計画の実施状況に関する外部評価を行い、大型店との連携、協働による商店街の取り組みの充実を図るものでございます。

13ページの下段の6番でございますが、海外経済交流ネットワーク事業でございます。

これは、県内企業のアジア地域での活動を支援するため、上海、シンガポールにおける県内企業の活動支援のためのビジネスアドバイザーの設置並びに上海における政府、経済団体との交流や商談会を実施する事業でございます。

また、本年度開催されます環黄海経済・技術交流会議に係る予算についても、(3)で計上しているところでございます。

14ページをお願いいたします。

商工政策課の最後でございますが、7番のサービス産業振興事業につきましては、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に向け、九州における本県の拠点性向上と空洞化が進む中心市街地の活性化を図るため、今後成長が期待されますサービス産業につきまして、県内企業の育成と県外企業の誘致に取り組む事業でございます。

2、事業概要の(1)健康サービス産業振興事業につきましては、県内の健康サービス産業の振興を図るため設立されました健康サービス産業協議会の活動を支援する負担金でございます。

次に、(2)は、誘致・情報収集につきましては、サービス産業等立地促進補助の交付等の事務でございますが、補助の要件等につきましては、記載のとおりでございます。

(3)が熊本テクノプラザビル緊急改修等事業ということでございますが、こちらは、ソフトバンクが入居しております県の信託財産でございます熊本テクノプラザビルの管理及び改修を行う事業でございます。

商工政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。よろしくをお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

まず、項目1番のものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業でございます。

この事業は、製造業の基盤的な技術を高度化させ、さらに、特徴ある製品、技術の開発や新たな生産方式の導入を目指す熊本ものづくりフォレスト構想の推進を図るものでございます。

この中で、主な事業としまして、資料中ほどの(3)地域結集型共同研究推進事業は、熊本大学で開発されました次世代マグネシウム合金技術を核に、熊本地域に同合金を活用した研究開発産業拠点を形成することを目指すものでございます。

次のページをお願いいたします。

資料中ほどの(9)の自動車関連産業元気づくり対策緊急事業でございますが、これは、近年の北部九州地域への自動車産業集積に伴い、県内自動車関連企業の技術力強化を図り、自動車関連産業へのさらなる参入の拡大や集積の促進を目指すための支援事業でございます。

次に、同じく16ページの項目2番のセミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業でございますが、この事業は、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想及び昨年策定いたしました熊本ソーラー産業振興戦略の推進を図るものでございます。

17ページに入ります。

主な事業の概要といたしましては、(3)IT産業元気づくり対策緊急事業でございますが、組み込みソフトウェア技術者の育成及び情報セキュリティ認証取得の支援を行うものでございます。

続きまして、(5)のソーラー関連産業振興事業でございますが、ソーラー関連産業を本県産業の新たな柱として育成するため、ソーラー産業参入予定企業への教育研修や太陽光発電を活用した新製品開発の支援等を行うものでございます。

次に、項目3番のバイオフォレスト形成推

進事業でございます。

この事業は、平成17年6月に策定いたしました熊本バイオフィオレスト構想の推進を図るための事業でございます。

主な事業の概要としましては、(1)バイオビジネス展開支援事業でございますが、本年度は、くまもとバイオビジネス大賞というコンテストを実施し、産学連携により開発を進めるバイオ関連の製品、サービス等の事業化計画の中で、事業化の見込みが高いと判断されるすぐれたものにつきまして表彰を行うこととしています。

18ページをお願いいたします。

(2)のバイオ産学行政連携促進事業でございますが、まことに恐れ入りますが、事業名の中の「育成」という文言は誤りでございますので、削除をお願いいたします。

この事業は、大学や試験研究機関の技術シーズを発掘し、企業ニーズとのマッチングを行い、国などのプロジェクトなどへの発展を目指すため、専門的なコーディネーターを配置しまして、可能性試験の実施や連携ネットワーク構築のための研究会などを開催するものでございます。

次に、項目4番の産業技術センター本館等整備事業でございますが、この事業は、平成18年度に策定いたしました産業支援体制の整備強化に係る基本構想を踏まえ、産業技術センターの施設整備に着手するためのものでございます。本年度は、基本計画の策定及び基本設計、実施設計の委託費を計上しております。

次に、5番の産学行政連携推進強化事業でございますが、この事業は、産学行政が連携した広域ネットワークを構築しますとともに、半導体関連の産業技術力と医療バイオ等との異分野融合を促進する研究開発や、産業界のニーズと大学の研究シーズを結びつけ、研究成果の産業界への技術移転を促進することによって、新事業、新産業の創出を図るも

のでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

6番の産業技術センターにおける技術指導及び研究開発等の支援でございますが、産業技術センターでは、地域企業等の技術力の向上に資するため、技術相談や依頼試験等に対応しながら、独自のあるいは共同の研究テーマにも取り組んでおります。

産業技術センターは、工業技術センター、食品加工研究所及び計量検定所の県の3機関の再編統合により、この4月に新たにスタートをいたしました。今後施設整備を進めてまいります。地場中小企業の期待にこたえられるようなセンターづくりをしていきたいと思っております。

産業支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、1の中小企業金融総合支援事業についてでございますけれども、これは、中小企業者への円滑な資金供給を行うため、融資に伴う貸付原資を金融機関に預託するものでございます。

今年度7つの資金を用意しておりますが、新規融資枠としては425億円余を予定しております。なお、融資に係ります保証協会への保証料補助並びに保証協会の代位弁済に伴います損失補償もあわせて行っております。

それから、下段でございますが、融資制度の今年度の主な改正点を記載しております。

まず、経営サポート資金の創設ということでございますが、これは、平成16年度から昨年度までの3年間実行しましたくまもとファイト資金、この後継資金となるものでございまして、企業の財務データ等によりまして、迅速で無担保の資金を供給するというものでございます。

このほか、新事業展開支援資金の中に、当部の重点施策でございますものづくりフォレスト構想等を資金面から支援するため、当該推進枠を設けておりますが、この中で、今回、自動車関連企業に対する融資条件の改善、例えば、融資限度額の引き上げないし据置期間の延長等を行っているところでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

責任共有制度の導入ということについてでございますけれども、これは、国におきます中小企業に対します融資の保険と保証に關します信用補完制度、この見直しがあつておりました、本年10月から当該責任共有制度の導入がなされることになっております。

具体的に申しますと、現在保証協会の保証割合は基本的には100%となっておりますが、これを、金融機関にも当該融資のリスク、負担を一定の割合、20%、2割持たせることによりまして、保証協会と金融機関との責任分担を図りまして、両者がより連携して中小企業者に対する適切な支援を行うということを目的に導入されるものでございます。

これに伴いまして、県の制度融資におきましても、保証料の変更ないし貸付利率の見直し等が必要になってくることから、今後、関係機関と協議を行い、当該制度の導入が円滑に行われるように対応していきたいというふうに考えております。

次に、2の貸金業指導監督についてでございます。

貸金業の規制等に関する法律等に基づきまして、貸金業者の登録や当該登録業者への指導監督並びに利用者等からの苦情相談への対応等を行つておりました、利用者等の保護ないし貸金業の健全化ということに努めているところでございます。

次に、3の設備導入等促進診断事業についてでございます。

これは、中小企業、組合等が高度化資金を借り入れようとする場合に、当該計画に対

する経営診断、助言等を行ひまして、適切に実行できるようにしているものでございます。

続きまして、次の22ページをお願いいたします。

4の中小企業高度化資金等貸付についてでございます。

まず、(1)の高度化資金貸付金についてでございますが、これは、中小企業者が協同組合等を通しまして、工場の集団化、あるいは共同店舗等を建設します場合に、中小企業基盤整備機構と協調しまして、長期、低利の融資を行うというものでございます。

本年度は、いわゆるB方式のみでございまして、これは、県をまたがる広域の事業に対します貸し付けで、中小企業基盤整備機構が県から資金の一部を借り入れて貸し付けるといふものでございます。予算としては、そこに記載しておりますとおり、1件、本県負担分の270万円余ということになっております。

次に、(2)の設備貸与資金貸付金についてでございますが、これは、小規模企業者等が設備の近代化を図るための資金でございます。県がテクノ産業財団に原資を貸し付けまして、同財団が企業に対して設備の貸与を行うというものでございます。本年度、4億円の貸付枠を設定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

23ページをお願いいたします。

1の(1)戦略的企業誘致推進事業でございますが、従来の企業誘致にかかります活動費に加えまして、今年度は、より戦略的な企業誘致を行うということで、1,200万円余の予算を新たに確保しているところでございます。

企業誘致活動の基本は、的確な情報収集を

行いまして、スピーディーな企業訪問を行うということですが、その事業概要に書いておきますとおり、人脈を広げる、それから企業との関係を深める、企業を射とめるという3つのステップによりまして、効果的な企業誘致を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

昨年度は、過去最高の40件の企業立地協定を結ぶことができ、ことしに入ってからも現時点で10件の立地協定を結んでおります。製造業の投資マインドが好調な今、全力を挙げて誘致活動を行いまして、実績を積みたいというふうに思っているところでございます。

次に、(2)の企業立地促進費補助でありますが、本県への企業の立地を促進するため、立地協定を結んだ一定規模以上の投資及び新規雇用を行う誘致企業に対しまして、企業の立地後に補助を行うものでございます。今年度は、16社程度を予定しているところでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

外資系企業立地促進対策事業でござい

ます。これは、外資系企業をターゲットとした誘致活動でござい

ます。外資系企業の情報に基づきまして、外資系企業の当地役員などと接触いたしまして、本県の立地環境の優位性のPRなどを行っているところでございますが、毎年アメリカのサンフランシスコで開催されております世界規模の半導体関連の産業展示会、セミコン・ウエストに熊本県ブースを出展し、あわせて誘致活動を行っているというふうなことでございます。

ここに記載しております海外企業誘致ネットワーク拠点設置事業と申しますのは、平成14年度から、アメリカ・カリフォルニア州のシリコンバレーの中心にありますスタンフォード大学に職員を派遣しております、海外の先端企業の訪問や情報の収集、それから本県の立地環境に関する情報発信を行っており

ます。そういうことで、外資系企業の誘致活動を行っているということでございます。

次に、3番目の工業団地の分譲促進、工業団地施設整備事業でござい

ます。これは、益城町のテクノ・リサーチパーク東側に隣接をしております土地24.8ヘクタールに工業団地を造成する事業でござい

ます。平成17年度から取り組んでおりまして、現在造成のための工事に着手をしております。平成20年度分譲を目指して進めている事業でござい

ます。企業立地課は以上でござい

ます。どうぞよろしくお願

いいたします。

○守田観光物産総室長 観光物産総室でござ

います。よろしくお願

いいたします。

説明資料の25ページをお願いいたします。

項目欄1の観光アクションプラン推進事業は、九州新幹線の全線開業を見据えまして、平成17年3月に策定をいたしました観光パートナーシップアクションプランを具体化するための事業でござい

ます。

説明欄2の事業概要にありますように、①といたしまして、素材開発としての宝を磨く、②としての受け入れ態勢整備としての宝を活かす、③として、広報宣伝としての宝を知らせるの3つの基本テーマのもとに、11の重点プログラムについて、平成17年度から19年度を事業期間として取り組んでいるものでござ

います。

次ページから観光アクションプランの主な取り組みについて御説明申し上げます。

26ページ、重点プログラム1、「我がま

ちの宝」探し・磨き上げでござい

ます。

この事業は、県内各地域で潜在的な集客力を持ちます観光資材を磨き上げ、魅力ある観光地づくりを目指すものでござい

ます。これまでの2年間で人吉城下の球磨川における渡し船を再現いたしました「梅花の渡し」や阿蘇神社周辺の豊富な湧水を楽しみます「水基

巡り」また、八千代座など風情ある町並みを散策いたします「豊前街道散策」など、資源として磨き上がり、旅行会社のツアーコースに新たに組み込まれたところがございます。

今年度は事業の最終年度に当たりますことから、各地域において磨き上げの総仕上げを行いますとともに、旅行商品として通用するかどうか見定めるため「我がまちの宝特別キャンペーン」として事業を展開することといたしております。

次に、重点プログラム2、城下町熊本の魅力アップは、ことしが熊本城築城400年の記念すべき年であり、旅行エージェント等に対しまして、熊本市と主要観光地を結んだ旅行商品造成の働きかけを行いますとともに、来春に予定されております熊本城本丸御殿大広間の落成と県立美術館での永青文庫の常設展示という集客アップの機会におきまして、城下町熊本の魅力を情報発信することといたしております。

27ページをお願いいたします。

重点プログラム7、10,000人のもてなしスタッフ育成は、観光客の満足度を高め、本県の観光イメージアップを図るため、県内各地域で開催されておりますもてなし講座への補助や市町村の観光協会が実施します研修会への補助を行うものでございます。

③の観光ボランティア支援事業は、県内に約30団体程度ありますボランティアガイドの方々のPRはもとより、それらを活用した旅行商品づくりを支援してまいります。

次に、重点プログラム8、UDツアーの推進と案内表示の充実は、だれもが本県において旅行を楽しめますよう、観光施設、宿泊施設による受け入れ環境の改善やユニバーサルデザインに対する意識啓発を進めてまいります。特に今年度は、これまで蓄積をいたしましたデータをもとに、ユニバーサル観光ガイド本を作成し、広く情報を提供しますとともに、県内各地域を周遊するUD型対応ツアー

を造成したいと考えております。

28ページをお願いいたします。

重点プログラム9、東アジアをターゲットとした海外からの観光客誘致促進は、2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人を目標とします国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携をいたしまして、本県外国人宿泊客の約84%を占めます東アジア地域を中心とした観光客誘致を図る事業でございます。

本県の外国人宿泊客の推移は、平成13年から5年連続で増加し、現在約18万2,000人と前年比プラス8%になっております。今年度も、昨年に引き続き、現地旅行会社、マスコミ、現地広報媒体等を活用した観光PRなどに取り組んでまいります。

次に、重点プログラム11、新しくもと大型観光キャンペーンの実施でございます。

重点プログラムの1から10において宝を探し、磨き上げ事業を中心に観光素材を開発し、観光商品づくりを行っておりますが、これらの観光商品の情報発信を行うため、県外からの誘客を図りたいと考えております。

本年度は、特に九州新幹線全線開業を視野に入れまして、新幹線熊本づくりプロジェクトと連携しながら、九州各都市や新幹線沿線の広島、岡山、大阪などの都市を中心に本県の観光情報を積極的にPRするため、①九州新幹線全線開業を見据えた観光キャンペーンを2回実施するとともに、新たに制作いたします季刊誌等を活用いたしまして、積極的な観光宣伝活動を行います。

また、②熊本城築城400年祭等に係る宣伝活動につきましては、来年1月に、全国のJR主要駅1,460カ所に五連貼りポスターを掲示いたしまして、熊本城築城400年祭等を活用した熊本観光の宣伝活動を行うことといたしております。

そのほか、九州各県と民間が資金と人材を出し合い、平成17年に設置をいたしました九州観光推進機構と連携したキャンペーンや肥

薩おれんじ鉄道、天草エアライン等と連携した観光情報の発信等を進めてまいります。

以上が観光アクションプラン推進に係る事業でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

2の観光パートナーシップアクションプラン(第2期)策定事業についてでございます。

これまで御説明をいたしましたアクションプランは今年度で終了しますことから、来年度からは、第2期のアクションプランに取り組んでまいりたいと思っております。今年度中に現行プランの成果や課題等を検証し、平成20年度から平成22年度の3カ年間に取り組むべきものについてプランを策定いたします。その際、特に新幹線熊本づくりプロジェクトと十分に連携したプランにしてまいりたいと考えております。

次に、3、県物産振興戦略策定事業でございます。

熊本の特色ある産物を総合的に売り出す販売戦略や九州新幹線全線開業を見据えまして、熊本駅での物産販売施設のあり方、再開発構想がございます県物産館のあり方など、物産販売拠点についての検討が必要となってきております。

このため、九州新幹線開業に向けて、平成20年度から3年間にわたりまして取り組む県産品の販売戦略や物産販売施設のあり方について、県の基本的な考え方を策定することといたしております。

現在、戦略の基本方針や策定項目、各種調査の実施方法等について検討を行っており、今後広く意見を集約しながら策定作業を進めたいと考えております。

次に、30ページをお願いいたします。

4の伝統工芸品産地指定推進事業でございますが、平成15年3月に国の伝統工芸品の指定を受けました小代焼、天草陶磁器、肥後象眼に続きまして、人吉球磨刃物、山鹿灯籠、八代のい草工芸について、国の指定を目指す

ための事業でございます。

現在、国の指定要件を満たすための文献収集や解説、各団体との国指定に向けた勉強会等を行っているところでございます。

以上でございます。

○井手労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。よろしくをお願いいたします。

私ども労働雇用総室、54本の事業で、労働雇用、それから職業訓練に関する業務をやっているところでございます。予算総額17億300万円弱の仕事をやっているところであります。きょうは、その中から10本ほどの主要とそれから新規の事業を説明させていただきたいと思っております。

資料の31ページをお願いいたします。

まず、1番目の若年者対策ワンストップセンター事業でございます。

これは、JR水前寺駅に設置しておりますジョブカフェくまもとにおきまして、若年者のフリーター化あるいはニート化を防ぐとともに、早期離職者や若年失業者等の再就職を支援する事業でありまして、くまもとヤングハローワーク、独立行政法人雇用能力開発機構、熊本県雇用環境整備協会、こういったところの関係機関が連携いたしまして、電話や窓口での相談、あるいはカウンセリング、そして職業紹介、こういったさまざまな雇用に関するサービスをワンストップで提供しているところでございます。

また、高校や大学に出向いての講演会、就職セミナー、こういったものも実施しているところでございます。

2の若者自立支援事業でございますが、これは、いわゆるニートと呼ばれる若者を対象といたしまして、若者それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことによりまして、職業的自立に導くという事業でございます。

具体的には、国の指定を受けたNPO法人

が、心理療法士等の専門家の協力を得て、一人一人に対応した処遇計画を立てて、県内の企業や団体、それから農家において、ボランティア体験であるとか、あるいは就業体験をさせることによりまして、若年無業者、ニートの職業意識、あるいはコミュニケーション能力、こういったものの向上を図ることで就職活動に導こうというような事業でございます。

次に、3のキャリア教育応援団事業でございます。

これは、近年、厳しい経済情勢なり、あるいは雇用の多様化、流動化などを背景といたしまして、若者の職業意識の低下、あるいは勤労意欲の希薄化というものが見られ、就職もしないでアルバイトやパートとして働くフリーターであるとか、学校にも行かず職にもつかないニートであるとか、早期離職する若者がふえているところでございます。

そこで、義務教育就学前から若年者の発達段階に応じた望ましい勤労観、あるいは職業観、そしてまた、豊かな人間性、社会性を持った人材の育成を図るために、現在教育界が中心となってキャリア教育というものが行われております。熊本におきましては、この教育界の動きに呼応しまして、産業界、企業と私ども行政が支援、協力することによりまして、キャリア教育の効果を高めようというものでございます。

具体的には、1つが、事業所等へのキャリア教育の普及啓発、2つ目には、企業のためのインターンシップ、あるいは職場見学の際の受け入れマニュアルを作成する、そして3つ目には、地域の産業特性を生かしたインターンシップ、あるいは九州域内企業への県境を越えた大学生等のインターンシップ等に取り組むということにしております。

最後に申し上げましたものは、これは、九州知事会の政策連合の形でことしやらせていただこうと計画をしているところでございま

す。

32ページをお願いいたします。

4番目のシニア世代経験活用ネットワーク事業でございます。

これは新規事業でございまして、熊本県内あるいは県外を問わず、団塊の世代、もちろん団塊の世代以外の方、あるいは新規学卒の方も結構でございますが、熊本で、九州で、地方でセカンドライフを、あるいはファーストライフをとというふうにご考えておられる方々に対しまして、熊本での就職の支援、生活の支援、こういうものための総合マッチングサイトを開設いたしまして、意欲や能力に応じた多様な働き方、生き方を総合的に支援していこうというようなものでございます。

あわせまして、Uターン、Iターン、Jターン就職の促進にも取り組むものでございます。

次に、5の障害者就業・生活支援センター事業でございます。

これは、障害者の就業のために必要な事業所の開拓、職業訓練のあっせんを行いますとともに、このような職業生活に伴います生活面での支援を行うために、法人を指定して、就業、そして生活支援等の事業を委託するものでございます。

運営主体は社会福祉法人等でございます。平成19年度においては、ここに書いておりますように、熊本地域、県南地域、県北地域の3カ所で実施をしております。

次に、33ページの6、地域雇用対策推進員事業でございます。

委員長のきょうのあいさつの中に、副委員長だった時代、0.4ぐらいの有効求人倍率というふうな話がございましたんですが、大分最近回復はしているものの、県南地域においては、なかなか有効求人倍率回復の基調にはならないということがございます。こういうところに対しまして、職場の開拓なり何なりをしていく、あるいは離転職者、障

害者、それから母子家庭の母であるとか中高年など、なかなか就職が難しい方々のための職場開拓を行う事業でございます。

具体的には、県の9カ所のハローワークに地域雇用対策推進員を配置いたしまして、企業訪問による求人開拓や雇用に関する情報の収集を行いますとともに、企業に対して、国あるいは県の雇用労働に係る制度であるとか、各種助成金の情報等を提供しているところでございます。

次は、7番目、しごと相談・支援センター事業でございます。

これは、くまもと県民交流館パレアの中にしごと相談・支援センターを置いております。ここにおきまして、県民の方々の就労促進を図ることを目的といたしまして、さまざまな情報提供をいたすとか、あるいは就職の相談であるとか技術講習、こういったものを行いますほか、労使双方からの労働相談であるとか、あるいは仕事と家庭の両立を支援するための就職セミナー、技術講習会、こういったものを開催しているところであります。あわせまして、パート情報の提供であるとか、仕事に関するこういったサービスをワンストップで提供しているところでございます。

次が34ページ、8番目のものづくり後継者育成事業でございます。

この事業は、次の製造業を中心としまして、後継者の不足、あるいは技術の継承が危ぶまれておるといようなことから、中長期の技能後継者の育成対策として、小中学校、高校に、技能士であるとか工業系の高等学校、こういうところから高校生を派遣いたしまして、ものづくりの体験学習を実施するものでございます。

次の9番目、中堅・若手技能者育成事業は、新規事業でございます。

現在、製造品出荷額4兆円を2010年に達成するという工業振興プランに基づきまして、3つのフォレスト構想、それから2つの産業

振興戦略を策定いたしまして、産業支援課なり企業立地課が中心となって事業を進めているところでございますが、この事業は、これらの製造業を支える人材を育成して供給をしていくという事業でございます。

具体的には、誘致企業、それからその関連企業、そしてまた、地場企業の技術力の強化のために、加工機械の基礎的な操作方法などを技術講習会を実施いたしまして、本県の製造業を支える人材の育成を図るためのものがあります。本年度は、4コース、80人ほどの実施を計画しております。

次に、35ページをお願いいたします。

10番目、職業訓練校及び技術短期大学校における職業訓練でございます。

これは、地場企業の技術力強化、そして産業界のニーズに対応した職業訓練を実施しまして、本県のものづくり産業を支える人材を育成するために実施をしております。

まず、熊本高等職業訓練校では、産業界に必要な技能労働者の養成、あるいは離転職者の再就職の促進、それから在職者の技能向上等のため、多様な職業訓練を実施しているところでございます。

2の事業概要の①に掲げておりますように、新規学卒者を対象といたしまして、自動車車体整備科など3つの科で、1学年50人の定員で職業訓練を実施しております。平成18年度の訓練終了生は、就職率100%を達成しているところです。

このほか、②以下、離転職者や母子家庭の母、あるいは身体障害者等を対象にいたしました職業訓練にも取り組んでおります。

36ページをお願いいたします。

次が技術短期大学校における職業訓練でございます。

技術短期大学校は平成9年4月に設置をいたしまして、技術革新による高付加価値化、情報化等に対応できる高度な技能、そして知識を兼ね備えた実践技術者を育成するため

に、現在、精密機械技術科など5つの専門課程を設けて、1学年110人の定員で訓練を行っております。開校以来9年連続して就職率100%を達成するなど、主に、地場企業、誘致企業のニーズに対応した人材養成に成果を上げております。

労働雇用総室、以上でございます。よろしくお願いたします。

○松田三郎委員長 続きまして、企業局に移ります。

平野総括審議員。

○平野企業局総括審議員 企業局でございます。

企業局の経営状況につきまして、概要を御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

現在、企業局で経営しております事業は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業であります。

組織機構等は、お手元の資料、37ページから39ページに記載しておりますが、本庁は、組織統合により、本年度から1課削減し、総務経営課と工務課の2課体制となっております。なお、総務経営課内に荒瀬ダム対策室を設置しております。

また、出先として、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所を設置し、企業局長以下合計74名の職員で各事業の経営を行っております。

各事業の経営に当たっては、平成18年2月に策定しました第2期の企業局経営基本計画に沿って、経営基盤の強化及び効率的な事業運営に努めているところでございます。

以下、事業ごとに御説明いたします。

まず、電気事業につきましては、8つの水力発電所と阿蘇車帰風力発電所の合計9発電所により発電し、九州電力株式会社へ売電しております。

昭和29年の事業開始以来、黒字基調で推移しておりますが、今後の電気事業の収支につきましては、高コスト構造は正の要請から、経営効率化を加速する電力会社との電力料金交渉で料金単価がさらに引き下げられ、事業収益が減少することが予想されます。

一方、事業支出では、荒瀬ダムの撤去に伴う多額の出費が見込まれることから、一層の経費削減を行うなど、経営の効率化に努め、収支改善を図ってまいります。

また、荒瀬ダムの撤去につきましては、平成18年3月に、荒瀬ダム対策検討委員会の検討結果を受けて、荒瀬ダム撤去方針を策定いたしました。現在、この方針に沿って、ダム本体以外の施設も含めたダム撤去計画の詳細設計を進めているところでございます。

次に、工業用水道事業につきましては、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を営しておりますが、特に有明工業用水道事業は、多量の未利用水を抱え、さらに竜門ダム関連の費用負担等により、厳しい経営状況にあります。

このため、経費節減はもちろんのこと、未利用水の上水転用と経営健全化への取り組みを進めてまいりました。その結果、本年2月に、荒尾、大牟田両市と未利用水の一部の上水転用に係る契約を締結し、資産の譲渡を行ったところでございます。しかしながら、依然として未利用水が残ることから、関係部局と連携し、工業用水の需要拡大に努めてまいります。

最後に、有料駐車場事業であります。黒字は維持し、経営は安定しているものの、近年利用台数は減少傾向にあります。しかしながら、平成17年度に施工したユニバーサルデザインによる施設改修や、平成18年4月から導入した夜間料金などサービス向上に努めていることから、平成18年度後半は、利用台数の減少に歯どめがかかっている状況にございます。

今後も、利用台数の増加に向け、引き続き利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上のとおりであります。詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、企業局における平成18年度の実行財政改革の取り組みについてと荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況についてを御報告させていただきたくといたしておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○中園総務経営課長 総務経営課でございます。

40ページをお願いいたします。

平成19年度当初予算の総括表について御説明いたします。

ただいまの説明のように、企業局では3事業を運営しておりますが、予算は、公営企業会計に基づき処理しております。収益的収支予算と資本的収支予算で編成しております。

まず、収益的収支予算でございますが、電気事業会計と有料駐車場事業会計につきましては、それぞれ4,000万円余の利益を計上しておりますが、工業用水道事業会計につきましては、2億8,000万円余の赤字を計上しております。しかしながら、前年度に比べると赤字は大幅に減少しており、これは、前年度の赤字の大部分が有明工業用水の一部を上水転用したことに伴う竜門ダム使用権の売却損があったためでございます。

次に、資本的収支予算でございますが、工業用水道事業会計において、収入、支出とも前年度に比べ大幅に減少しておりますが、これにつきましては、同じく前年度の有明工業用水の一部上水転用に係る売却代金や企業債償還金及び国庫補助金返還金等を計上しているためでございます。

41ページをお願いいたします。

平成19年度主要事業について御説明いたします。

まず、経営基本計画の推進でございますが、売電価格の引き下げ、あるいは工業用水の需要低迷など、企業局を取り巻く経営環境はますます厳しい状況でございますが、こうした中で、国、県では行財政改革は推進されており、企業局でも経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

さらに、企業局では、荒瀬ダムの撤去という企業局固有の課題がございますが、これらの課題に取り組むために第2期の企業局経営基本計画を策定し、この基本計画に沿って、現在、経営基盤の強化、あるいは効率的な事業運営の推進を図っているところでございます。

基本計画の概要につきましては、説明の中ほど以下に記載しているとおりでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

各事業の概要でございます。

2の電気事業でございます。

施設等の状況でございますが、水力発電所は、8つの発電所で、最大出力7万2,400キロワット、風力発電所は、阿蘇市車帰地区で最大出力1,500キロワットで発電し、九州電力に対し電力を供給しているところでございます。

次に、経営状況でございますが、事業開始以来、黒字基調で推移しており、平成19年度は、4,000万円余の利益を見込んでいるところでございます。

荒瀬ダム、藤本発電所につきましては、平成18年3月に策定した荒瀬ダム撤去方針に沿って、ダム撤去計画の詳細設計等を進めているところでございます。

詳しくは、後ほど工務課の方から荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況で御報告をさせていただきます。

次に、43ページをお願いいたします。

3の工業用水道事業でございますが、施設等の状況に記載のとおり、有明、八代、苓北、3つの工業用水道事業を経営しております。

給水状況等は、表に記載しているとおりでございますけれども、ちなみに、有明工業用水道事業は、九州不二サッシ、あるいはユニバーサル造船など11社との契約を締結しております。契約率は42%でございます。

八代工業用水道事業につきましては、YKKなど23社と契約し、契約率は33.9%でございます。

また、苓北工業用水道事業につきましては、苓北火電など2社と契約し、契約率は83.1%でございます。

次に、経営状況でございますが、有明、八代の両工業用水道事業におきましては、多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況でございます。特に有明工業用水道事業は、平成13年度末の竜門ダム完成で関係経費が増大し、平成14年度から大幅な赤字になっております。このために、未利用水対策として、荒尾、大牟田両市に対する上水転用に取り組み、本年2月に日量1万6,000立米余の上水転用を図ったところでございます。しかしながら、上水転用後も、1万9,000立米余の未利用水を抱えております。

また、八代工業用水道につきましては、平成10年度に未利用水の一部を上天草・宇城水道企業団の水道水源として転用したことにより、収支の均衡はとれておりますが、なおも1万8,000立米程度の未利用水を抱えております。有明、八代両工業用水関係機関と連携しながら、給水対象企業の掘り起こしに努めているところでございます。

また、苓北工業用水道事業の経営は安定しているところでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございますが、施設等の状況のとおり、熊本市安政町に298台の収容能力を持つ有料駐車場と、新屋敷に37台収容

の月決めの第二有料駐車場を経営しております。

経営状況でございますが、近年利用者は減少傾向にございましたが、18年度後半から回復基調となっておりまして、経営的には安定した状況で推移しております。19年度におきましては、4,300万円余の利益を見込んでいるところでございます。

なお、利用者サービスの観点から、17年度にユニバーサルデザインの概念を取り入れた改修を行い、また、18年の4月からは、夜間料金を導入したところでございます。

今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○松田三郎委員長 労働委員会事務局に移ります。

井事務局長。

○井労働委員会事務局長 労働委員会の業務及び予算の概要等について御説明いたします。

お手元の資料の45ページから48ページになります。

労働委員会は、労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで問題が解決できない場合に、紛争解決を早め、安定した労使関係を築き上げるため、労働組合法に基づき設置されております。

委員会の委員は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ5名の計15名で構成されております。

なお、労働委員会には、委員を補佐し事務を整理するため、事務局が置かれており、局長以下10名の職員が配置されております。

労働委員会の業務は、大きく分けて2つございます。

第1は、審査業務でございます。これは、労働組合等が、使用者に組合活動を阻害する

などの不当労働行為があったとして救済の申し立てを行った場合に、調査、審問を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解等により解決を図るものでございます。

第2は、調整業務でございます。これは、労使間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当事者からの申請に基づき、あつせん、調停、仲裁を行い、解決を図るものでございます。なお、平成15年度から個別労働関係紛争のあつせん業務にも取り組んでおります。

平成18年に取り扱いました事件は、不当労働行為審査事件2件、調整事件4件及び個別労働関係紛争のあつせん7件の計13件で、いずれも終結しております。

なお、不当労働行為救済命令取消請求に係る行政訴訟が1件係属中でございましたが、本年5月に終結しております。

次に、予算でございますが、当委員会の予算は、委員会費及び事務局費で構成されております。委員会費は、主に委員報酬でございます。事務局費は、職員の人件費と調整及び審査業務を執行するために必要な経費となっております。

委員会費及び事務局費を合わせました予算総額は1億2,462万5,000円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

なお、課長からの説明は省略をさせていただきます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

皆さん考えていただいている間に、1つだけ私も。

企業局の資料の43ページ、中園課長の御説明の中に、特に有明の方ですか、未利用水のこと、(2)の一番最後の商工観光労働部とも連携して、新たな給水先の開拓に努めてお

ります、商工でいくと前田課長のところになるんですか。連携はもうなさっているということですか。

○中園総務経営課長 関係部局と言いましたが、企業立地課とのことです。——あります。

○小野上企業立地課長 有明工水の利用につきましては、水が必要な企業を、特に荒尾の産業団地なんか引張ってくるということで、昨年三重県の津に本社があります自動車関連の企業でトリックスという会社を誘致いたしました。そこは水をかなりたくさん使っていただくということで、現在のところ1社だけなんです。現在、もうそれ以上に水を使うような企業についての誘致を今働きかけをしているところでございます。

○松田三郎委員長 済みません、それで結構です。さっき数字をおっしゃって、契約率、何%というのは、その全体の水の中で使う企業の量のことですか、この42%とか33.9%とか。

○中園総務経営課長 給水能力に対して契約水の率をあらわしております。

○松田三郎委員長 だから、100%から引いた分は、未利用というか、残っていると。

○中園総務経営課長 有明工業用水道の場合、3万3,860立米ございますけれども、その中で1万4,218立米ということで、それを割って42%ということであらわしております。

○城下広作委員 13ページですけども、海外経済交流ネットワーク事業で、私たちも何回か上海にも行かせてもらって、県内の企業

とのいろいろ交流というか、こういうことを仲介するということがあったけれども、これのちょっともう1回、実績等と、いわゆる実際にこれが販路拡大ということに有効に機能するかという、これのちょっと説明してもらおうと思ひまして。

○宮尾商工政策課長 ただいまお尋ねの海外経済交流ネットワーク事業の上海、シンガポールの件でございますが、昨年上海の方で物産展等を開催いたしまして、23社、県内から同行いたしまして、現在、その中で取引が進んでおるのが2社でございます、具体的に商談会から取引関係にですね。

そのほか、実はこれだけ、県が開催します物産展だけでございまして、いろんな形で上海の方のアドバイザーの方から情報提供しております、大体昨年だけで133件の調査、それから問い合わせ、取引の紹介といたしますか、そういったものがございます。

それはもう逐一私どもレポートとして、こういう紹介でありますとか、取引の話があったと、そういったものを捕捉しているところでございますが、なかなか、それから先の商売の話になりますと直接トレーダー同士の話になるものですから、細かいところまではちょっと把握しないところでございますが、現実私どもで、そういうアドバイザーを活用いたしまして、大体年間100件以上の紹介等をやっておるといふ状況でございます。

○城下広作委員 よく国で、例えば中国に農産物を輸出するだとか、熊本でも農産物を輸出するだとか、農協団体とか個人の企業の部分とかいろいろ、例えば今度は、向こうの人材をこちらで受け入れて、そして企業が、人材の受け入れ企業という形ですとかと。なかなか、ただ相手難しいというふうな、何か一般的に言われるのを見ているんですけれども、そういう数字もなかなか今詳しい、

わからないと言うんですけれども、この辺の、実際にもっと効果的に成果を出すためには何をしなければいけないとか、そういう課題なんかはやっぱり考えられているんですか。

具体的に、例えば23社でも2社とかという形でしょう。そして、その先の数字というのは、じゃあどのくらい、何億とか何十億とかというふうに展開するとか、どのくらいでとまっているとかという、やってもなかなか何年もずっと——やっているじゃないですか。だけど、具体的に功を奏してそれが広く展開する可能性があるんだというような展望の部分で、もっと活発になる、九州という利点ということを生かしていけば、熊本はより先に何か成功しなきゃいけないんじゃないかと思うけれども、これのめども含めてちょっとどう思いますか。

○宮尾商工政策課長 御指摘のとおり、なかなか、飛躍的にこれが取引につながっていくという状況、厳しいところもございます。例えば上海に関して申し上げれば、やはり非常に、開放されてきたとはいえ、非常に通関の問題でありますとか、取引上のもちろん商慣習の問題もございますけれども、そういった課題があって、これは国の施策もございます。国の方、中国のですね、国の施策もございます。そういう意味では、なかなか熊本県だけで解決できる問題は限られているのかなと思っております。

現在やっておりますのが、九州と政策連合という形で、そういった制度も含めたものをどうやってクリアしていくかという取り組みもやっておるところでございますけれども、これからどうやってそれを解決していくかというところで、私どもも、九州各県とも連携とりながらやっているという状況でございます、今後こういう形で、熊本だけじゃなくて、九州一体となった取り組みとしてそういったものを広げていこうというふうにご

おるところでございます。

○城下広作委員 せっかく八代港なんかも、いろいろ港湾も整備しながら、大きくある意味では輸送もできるような形という部分を持つときながら、実際そこが進まないと、別の大きな企業の部分は確かにありますけれども、熊本だけの企業じゃなくて、大きなホンダとか、いろいろなああいうふうなものもあるんですけれども、それ以外に何か地場の部分で本当に何か展開できればもっといいんじゃないかなという、この辺は何か本当に国の力が要るならどんどんと活用しないと、自力で、熊本県だけじゃなかなか難しいかもしれないという感じがしますね。これはぜひまあ頑張っていたきたいというふうに思います。

○鬼海洋一委員 ちょっと関連していいですか。

○松田三郎委員長 関連——よろしいです。

○鬼海洋一委員 去年の9月の質問でしたよね、私、ポートセールスの問題で質問しました。それから、今お話しのとおり、東アジアに向けての経済の交流をどう図るかという、その中で知事が、上海でトップセールスをいたしましたという、こういう発言がありました。そのトップセールスの中身について、今、城下先生との関連する話題でもありますけれども、どういうものを知事としては具体的に要望されて、あるいはどういう進展になっているのかというのが1つですね。

それから、九経連の皆さん方と事務局に行って話をする機会があるんですけれども、ここで今政策連合の話がありましたが、ここに書いてありますように、環黄海経済・技術交流会議、この数年前から始まっておりまして、極めて大きな期待感の中で今動きが進んでいるわけですね。これに熊本県も今回参加を

されるということ、これまでもそうだったと思うんですが、この事業予算が組まれているんですが、この事業に対する県としての期待感、あるいは具体的にどの程度までその中で、今回、今後の熊本県経済のありようを含めて展開をしようというふうに本気に考えているのかどうかということについて。

この2点ですね、まずお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾商工政策課長 順番、前後いたしますが、環黄海の方の話からさせていただきます。

環黄海、今回7回目ということでございます。これは、九州経済産業局、それから九経連、それから九州各県と合同で、中国と韓国と、環黄海というくくりで交流を進めましょうと。当初は、技術交流という話で、非常に技術面でのお話を中心でございました。私も、これをそういう大学の技術だけじゃなくてもっと広い幅ですね、例えば、せっかくの機会ですから、先方の方からバイヤーと、観光でありますとか、それから商談、商談になりますと、今度は何を売るかという話がちょっと複雑になってまいります。例えば観光関係のバイヤーでありますとか、いろんなものをこの機会に取引に結びつけることができないかといったことを今考えておまして、単純に技術交流というだけではなくて、今、中国、韓国と、そういった商売レベルと申しますか、商売レベルのものまで広げた、今回は、今回といいますか、商談会等も開催していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点の上海の成果ということでございますが、具体的には、先ほど申し上げましたような内容で、県内の経済団体と申しますか、企業を連れていって商談会を実施してきたということでございまして、けれども、このほか、知事のトップセールスと申しまして、上海の当局ともいろんなやりと

りといえますか、先ほどこちよつと申し上げましたが、非常に中国の場合、まだまだいろんな制度が日本と違うところがございます、やはりその役所の力といえますか、いろんな許認可等も含めまして、そういった制約もございますので、知事に行っていただきまして、非常に役所レベルのトップセールスをするということで、先方の副市長等とも対談して、そういうお話をさせていただいているという状況でございます。

○鬼海洋一委員 何か恐らく話し合われたんでしょう。それはよくわかっているんですね、やったというふうにおっしゃったですから。しかし、私が今聞いているのは、何をセールスしたんだと、どういうものを熊本と特に上海との間で期待をしながらやったのと、そしてその成果はどういうぐあいに広がっているんですかと。まだありませんと、それはそれでいいんですね。具体的な詰めをどうしたのっていうことを、私自身もその流れを理解するために実はお聞きをいたしております。

ちなみに、これは九経連の月刊誌等でも報道されているんですけども、例えば地理的条件もあると思うんですね。博多だとか、これは井手さん一番詳しいと思うんですが、長崎、ここは金子知事あたりについては、既に海外からの評価というのは、この環黄海のこの会議も通して非常に高いんですよ。しかも、その中で、例えば中国に対する投資等についても長崎既にやられてますし、そういうぐあいに経済の具体的な交流というのは進んでいる。

では、同じように、7回の中でずっと熊本入られている、この会議の中には。その中で、この7回の会議を通してどういう成果があったんだろうかというのがちょっと私としても理解をしたい面があるもんだからお尋ねしてるわけですよ。

具体的には、例えば、上海とか濟州島と長

崎のクルーズ船の就航だとか、こういうものは長崎で既にその成果があらわれている状況もあったもんですからお聞きをしているわけでもありますので、その点もう1回。

○宮尾商工政策課長 環黄海につきましては、委員も御承知と思いますが、持ち回りで韓国、中国、日本と。ですから、持ち回りで開催しているという状況でございます。これまで熊本の開催地というのはございませんでしたもんですから、そこに九州として出ているというところでございます。

どんなような形、そういう意味では、なかなか熊本のアピールする場がなかったわけでございますけれども、今回そういったこともありまして、現在ちょっと今熊本を中心にやっていこうということで考えているところでございます。

それから、もう一点、上海の成果ということでございますけれども、先ほどお答えがちょっと不十分だったんですが、知事にいただいた交流の成果ということで、今後双方の交流をやっていこうという話がございまして、6月に、上海から、実は食の安全に関する交流ということで、こちらの方にも上海市の管理局の職員が来ているという交流の実績もございます。

○鬼海洋一委員 いずれにしても、今、大きくアジアに向けて九州経済はずっと流れているんですね。しかも、世界的に言うと、もう中国、対中貿易というのがアメリカをしのいで1位になっているという状況のもとで、これが九州経済のもう行政も入れて、経済界もそうですが、チャンスだということで、今ずっとそういう流れが急速にできているんですよ。だから、環黄海のこの会議とも、7回、おっしゃったとおりですけども、これ、ずっと参加をしている、その中で、何をビジネスチャンスとしてセンサーでとらえ得るかど

うかということが、参加をすることでその会議に対する期待感と、それからチャンスにしようという熱意のあらわれじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、今からはぜひそういう立場で参加をいただきながら、特にもう県内でも、私も何回も本会議の中で申し上げておりますように、あのアジア、あるいは東アジア、この部分の観光として、どういうぐあいに県内に誘致していくかという非常に大事なポイントじゃないですかと何回も申し上げているんです。そういうものをそのビジネスチャンスとしてその大きな流れの中でとらえ得るかどうか、どこに食い込んでいくかと、そういうことがもう問われる時期になったんじゃないかというふうに思いますし、今までは余りこれに対して関心も我々なかったかもしれませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あわせて、済みません、これは中川さんのところでしょうかね。ずっと去年の本会議の中でも申し上げました。ずっと言われてきていることですが、つまり、港湾課を中心とするポートセールス、不十分じゃないのと。さまざまの多面的な要求が出ているこの時期に、事業課でポートセールスすることについて限界じゃないんですかということで、ずっと今まで何回も指摘されてまいりました。私も2度ほど指摘をいたしました。その中で、関係部署と連携をとりながらやっていきますというのが答えなんですね。今回もそのようではなかったかというふうに思っておりますが、特に去年の9月議会ではこのことを強く求めましたけれども、残念ながらその段階では、依然として事業課である港湾課が主体となってやっている、そして関係のところと連携をとってやりますと、これが答えだった。じゃあその後、例えば三角港のポートセールス問題について、あるいは八代港もそうです、熊本新港もそうです、ポ

ートセールスについてどういうぐあいに関係課と連携をとりながらやられているんですか、そのことだけちょっと。

○宮尾商工政策課長 私の方からお答えいたします。

ポートセールスにつきましては、ただいま委員御指摘のとおり、従来から御指摘いただいております、例えば昨年の三角港のセールス活動といたしましては、この第7回の北東アジア港湾シンポジウム及びクルーズ商談会に、昨年の11月ですけれども、参加いたしましたり、あるいは三角港、八代港へのクルーズ船の誘致等を実施したところでございます。残念ながら三角港には成功しておりませんけれども、八代港には「飛鳥」が成功したということでございます。

このほか、三角西港に関しましてのPRでありますとか、こういったことも実施しているわけでございますけれども、昨年度まで県の港湾課の方でポートセールスを実施して、御指摘のとおり、連携してという話でございましたが、今年度から実は商工政策課の方の職員3人兼務させまして、位置づけをはっきりさせまして、港湾課と一緒になしましてポートセールスに取り組むということで、現在既に港湾課とも今後具体的にどういった取り組みとして進めていくかというのを協議しているところでございます。

○鬼海洋一委員 特に、事業課である港湾課の今把握し得る情報量の中では、例えば三角であり、あるいは特に新港についても、あの分譲等を含めて非常に大きな情報量を必要とする対応をやっていかないとできる話じゃないんですよ。ですから、今後ともポートセールスのありようについては大きな意味で取り上げていきたいというふうに思っておりますが、お話しのとおり、やっぱり商工部が一番そういう情報量は持っている部局です

から、ぜひその点を、申し上げたとおりに連携をとりながら具体的な成果が上がるように努力してほしいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、例えば、今後の観光物産総室が取り組んでいかなければならない課題等についても、ポートセールスで非常に重要な問題ですよね。ですから、もう少し——ここは実は前回申し上げました、180数億の投資をされた三角の港、このまま殺してしまっているんですかと。これはもう県全体の話ですから、そういう認識のもとに、私が地元だから言っているということではなくて、熊本県の問題としてどういうぐあいにとられるか、特に部長あたりも相当心を痛めてもらいながら全体の問題として努力いただきたいということを申し上げて、終わります。

○松田三郎委員長 部長からございますか。

○島田商工観光労働部長 鬼海委員から先ほど質問がございました。

まず、中国との交流でございますけれども、これまでは、やっぱり人的な交流とか文化交流というのが基本だったわけでございますけれども、近年は、もう御案内のとおりで、大変経済的な動きがもう活発化しておりますし、県内の事業者の人たちも、非常に中国に大きな目を向けてきておられるわけでございます。そういうことで、私たちとしましても、これは大きなチャンスだという認識を持って、中国にはぜひ今後とも貿易の振興を図っていききたいと思っております。

先般も、先ほど商工政策課長が申しましたように、中国の、これは部長クラスでございますけれども、従来のそういういろんな総合的な交流よりさらに一歩進めた経済的な交流をぜひ上海政府ともやっていきたいということで、部長クラスの経済交流の協定なんかも結んだところでございまして、実務的なそういう交流も含めながら、政府、経済界、向こ

うの方に接触をしながら、こちらとしましても、熊本県だけではなくて、これはもう九州全体として取り組むことでございますので、ぜひそういう形でまずやっていきたいと思っております。

それと、今のポートセールスでございますけれども、ポートセールスの場合、どうしてもやっぱりいわゆる港湾機能と一体的に取り組むということがございますので、確かにおっしゃるとおり、経済情報というのはもう商工観光労働部が非常に蓄積をいたしているわけでございますけれども、やはりそれぞれの、例えば熊本港、八代港、三角港それぞれの特色があるわけでございますので、そのその施設の整備をいかに有効に使っていくのか、効率的に使っていくのか、それらと一体的にセールスをかけていくという必要がございますので、これはもう港湾課と商工観光労働部、土木部、本当に一体になりながら、一緒になりながら、これはそれぞれの港の特色をぜひ最大限に生かせるような形で、物流でありますし、または観光であるという観点から取り組んでいきたいと思っております。

特に三角港は、西港なんか観光資源としても非常に大きな素材、資源もあるわけでございますし、観光という観点からさらに一歩踏み込んだ形で、私どもも今後十分ポートセールスを港湾課と一体となりながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○鬼海洋一委員 おっしゃったから、あえてまた言いますけれども、これまで港湾課のポートセールスをずっと求めてきました。ところが、これまでは、今、三角とそれから八代と新港は違う、特徴が違うというふうにおっしゃったけれども、じゃあポートセールスした側はどうかというと、同じ熊本県の重要港湾だから、同じようにしなきゃなりませんと

というようなそんな答弁、私ども持ってきたらおかしいじゃないのと。三角と客観的にもつくられた条件も違うし、あるいは八代には、14メートルバースが今つくられていると。あるいは熊本新港違うんだから、その特徴に合ったセールスしないとだめじゃないですかという話をしながら今日に至っておりますので、ぜひその点も、なぜ私が港湾課から移せというふうに言っているかというのは、そういうものがありますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、私たちは、日中、日韓議員連盟持っているんですよ。今まで、この日中、日韓議連にそういうものが何も荷を、県政の荷物として絡ませていただいたことないんですよ。毎年日中行っているんですよ、日中議連で中国に。そういうところには場所の選定等も含めて、せつかく日中議連、日韓議連があるんですから、まさしく議会と執行部で一体となって、そんな組み合わせも考えていただいていいんじゃないかと思えますから、あえて申し上げたいと思えます。

○松田三郎委員長 要望ということでございますか。

○鬼海洋一委員 はい。

○濱田大造委員 熊本の経済というのは本当に重要だとも考えています。日々お疲れさまでございます。

質問なんです、この説明書を読んで、企業誘致というのは、昨年40件達成ということで過去最高ということなんですけれども、どういった熊本の経済発展を目指しているのかがいまいちわからないんですね。例えば半導体という一つの分野をとっても、半導体産業、100ぐらいの企業が集まってようやくその地域性、オリジナリティーというのが、人的な交流がその地域で盛んになって、その

町として物すごい力を発揮していくというふうに私は認識しているんですが、今のままだったら、自動車産業でいきたいのか、オートバイでいきたいのか、ソニーでいきたいのか、半導体も来てくれるところならどこでもいい、もう何を指す、町として、熊本県として目指しているのか、いまいち見えてこないんですが、そういう目標というのは今あるんでしょうか、どういう産業を育てていくのか。

○松田三郎委員長 最初は小野上課長、いいですか。

○小野上企業立地課長 それじゃあ、企業立地課でございますけれども、企業誘致をする担当課としての意見をちょっと述べさせていただきますと思いますが、これは産業支援課を中心に県の産業政策の基本的な方向ということで、半導体関連は、くまもとセミコンダクタ・フォレスト構想というのができております。それから、あと、バイオ関係でバイオフォレスト構想、それからものづくりフォレスト構想ということで、3つのフォレスト構想と、それに加えて、自動車産業とそれからソーラー産業に関しては新たな戦略が必要だということで、県が今目指すべき産業振興の方向性としては、この3つのフォレスト構想と2つの戦略というふうな位置づけを、これは主として産業支援課がつくっているんですが、企業誘致もそれに基づいて実は戦略を組み立てております。

特に半導体の場合は、昭和40年代から三菱電機さん初めかなり大きなデバイス工場ができておりますし、それに関連して、前工程から後工程、それは検査も含めてかなり広い分野で、半導体に関しては、いわゆる我々フル生産といいますが、一貫した生産体制を熊本ではとられるということになっておりまして、いろいろ私どもが企業誘致をする際に、熊本に行けば、半導体に関してはビジネスチ

チャンスがあるというふうなお話もよく聞きます。そういったことで、新たな半導体関連のベンチャー企業が熊本に立地した例というのはたくさんあります。

ということは、やはりその半導体に関しては、かなり熊本にいわゆるマーケットが育って、ビジネスチャンスがたくさんあるということだと思いますし、自動車に関しましては、委員御承知のように、北部九州にトヨタ九州初めたくさんの組み立てメーカーが出ております。その下請というか、関連の協力工場、部品メーカーということで、大体トヨタさんなんかにお話聞きますと、100キロぐらいの圏内であれば十分ビジネスチャンスがあるということで、熊本県の北部の方に自動車産業の集約を図るということで、企業立地サイドもその辺を中心に誘致の戦略を組み立てているということでございます。

一般的な産業政策に関しましては産業支援課がやっておりますけれども、私どもは、その産業政策に基づいて誘致もやっている、もちろんそれ以外の業種の誘致というの中にはありますけれども、昨年40件のうち、21件が半導体及びその関連、10件が自動車及びその関連ということで、その2業種で実は4分の3を占めている、75%を占めているというふうな状況でございますので、おのずと、今申し上げました3つのフォレストと2つの戦略に基づいた誘致がある程度できているんじゃないかなというふうに企業立地サイドはそういう分析をしているところでございます。

○島田商工観光労働部長 熊本県、いわゆる人口規模とか経済規模は、大体22～23番目ぐらいかと思っております。しかしながら、いわゆる1人当たりの県民所得という指標で見ますと、大体30番の中ぐらい、36番とか37番とかそんな形になるわけでございます。

これはどういうところに原因があるかと分析してみますと、1つには、熊本県、製造業

のウエートがまだやっぱり低いんじゃないかと。本県の製造業を見ると大体16%ぐらいかと思っておりますが、全国的には22%ぐらいあるかと思っております。5ポイントぐらいかなり低いんじゃないかと思っております。ということで、工業の振興をもっと図っていかんとかぬのじゃないかということで、平成12年に工業振興ビジョンというのを実は策定をいたしているわけでございます。

この中で、いわゆる重点5分野というのを作りまして、今後、新たな事業が見出せる、新たな技術が開発できる、またはその成長性が高いような分野を重点5分野ということでいたしております。例えば、新製造技術関連分野でありますとか、情報通信分野、それとかバイオ分野、医療、福祉の分野、それとか環境関連分野、そういう重点5分野を設定しながら、重点的な取り組みを、具体的な目標設定しながら、大体今県の工業出荷額が全体で2兆8,000億円ぐらいでございます。これを2010年までには何とか4兆円まで持っていきたいということで今取り組みをいたしているわけございまして、さらに今、小野上課長が申しましたように、その中でさらにそれを具体化するために、セミコンダクタ・フォレスト構想でありますとか、バイオフォレスト構想、またはものづくりフォレスト構想という3つの構想を策定し、さらに、今非常に活性化しております自動車産業戦略、それとソーラーにつきましては、これは確実に近い将来非常に産業的にも大きな動きが出てくるということで、ソーラーエネルギーをさらにふやしたいということでソーラー戦略というのを作りながら、この3つのフォレストと2つの戦略で今取り組みをいたしているわけでございます。

例えば、いわゆるバブルのときから今日までの経済の成長ですけれども、いわゆる県内総生産を見ますと、国民総生産に比べまして、これは平成3年から15年、県民総生産が、平

成15年の統計しか出てませんので、それを比較してみましても、全国より熊本は若干伸びております。その伸びた要因は、やっぱりいわゆる自動車を中心とした運輸通信業と半導体を中心とした機械関連産業、これが非常に国を大きく上回って伸びたことにより、熊本県が若干いわゆる県内総生産で伸びているという成果も出ておりまして、私どもとしましては、その産業の活性化のために、さらに、今言いましたような観点から工業振興に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○濱田大造委員 ちょっと去年の10月の数字で申しわけないんですけども、県内で今3万3,000人の完全失業者数が、昨年10月時点ですね、フリーターが今約3万人、ニートが9,000人ぐらいというふうに県が発表してたんですけども、ただ、平成元年に――高校再編とか今ありますけれども、平成元年の高校生の卒業者数が大体3万人なんです。今2万人まで県内で減ってまして、1万人も減っていると。確実に人口減少が始まっているんですけども、今部長の方から4兆円規模の産業政策と。県の目標として、県内総生産をどこまで持っていくと、まず金額があるのか、失業者をまずなくす、そういう観点から産業をつくっていくのか、これがまだ私にはいまいまいちわからないんですね。

というのは、今本田技研の工場とかで新規採用募集をかけても、ほとんど期間工なんです。正社員で全然働けないと。ことしの2月に総務省が発表したジニ係数、皆さんも御承知のとおり、0.316だったと思います。全国で下から4番目と。簡単にどういう分析するかといたら、熊本県内で働く場所があっても正社員で働くという雇用先がないと。東京の方から企業誘致をして、実際働いているのは東京からの正社員で、県内で働ける高

校生は、そこで就職できるかといったらできないと。全くできないと。みんな働けるとしたら期間工ですね。何のために企業誘致してきたんだという話になっちゃうと思うんですよ、結果的に。

そういう対策は、条例なり何なりで歯どめというのは今かけているんでしょうか。例えば正社員で何割を必ず雇ってくださいと、企業誘致の際に。そういう観点から企業誘致というのはされているのかを質問したいんですが。

○井手労働雇用総室長 正規労働者、非正規労働者の事柄でございますけれども、私ども、先生御存じのとおり、雇用契約の性格上、正規労働者と非正規労働者を分けるメルクマールというのは、有期であるか無期であるかというところで決めていくわけです。私どもが持っています最新の数字でいきますと、熊本県内に今非正規の雇用の方が20万8,000人、平成14年の就業構造の基本調査からなんですが、これぐらいの方がいらっしゃる。この中で、派遣であるとか、契約社員であるとか、パート、それからアルバイトその他というふうに分けられるんですが、やはり一番大きいのは、契約社員あるいは嘱託というような方々、その3倍ぐらいいらっしゃるのがやはりパートの方でございます。こういう方々の常用雇用化といいますか、それに対しては、職業安定所なり何なりと共同してお願いベースでしかできないわけでありまして、やっているところであります。

非正社員という職をあえて望んだ方々に対しては何の対策も要らないかとは思いますが、やむなく非正規に甘んじていらっしゃる方々に対しては、私どもは、労働のセクションとしては、雇用の現場におけるミスマッチをどうやって解消していくかということと、それから、職業訓練なり何なりの場所できちんとした技術なり能力なりというのを身につ

けるということで、常用雇用の場に登場できるようにやっていくというようなことを労働のセクションでは今やっているところでございます。

したがいまして、その条例による云々というような話というのは、少なくとも企業の経営管理に属することでございますので、私どもがどうのこうの言う筋合いのものではないというふうに、私の方では思っております。

以上です。

○松田三郎委員長 小野上課長からも。

○小野上企業立地課長 企業誘致をする際にも、基本的には熊本に来ていただいて、いろいろな総合的な経済効果をもたらしてくれるというのが一番の理由なわけですし、今労働の雇用の形態に関しましては、今労働雇用総室長からお話があったとおり、企業の考え方に基づくという点がほとんどでございますので、あるとしても口頭でのお願いベースということでもありますので、それが条件だということでの企業誘致というのは現在やってはおりません。

○松田三郎委員長 かなりどうですか、企業の方も極力、濱田委員御指摘のように、不十分とはいえ、せっかく熊本に来るんだったら、極力熊本で、現地でよりたくさん採用しようと思っただく企業の方が多いわけでしょう。

○小野上企業立地課長 企業の方々と時々意見交換をしたり、あるいはヒアリングなんかをさせていただくケースがございますけれども、一時、バブルの崩壊後に契約社員とか、そういったのが相当ふえてきたんですが、最近正規社員にそれが戻りつつあるのかなというふうな、これは私個人の感覚ではありますけれども、お話を聞いた限りではそんな感

覚を受けているところもございます。

といたしますのも、やはり特に製造業、現場の場合ですと、やっぱり技術に関する職が圧倒的に多いわけですから、長年仕事をしていただいた方が、技術を持った方がやめられるというのは非常に困るわけですし、そういった意味では、正規社員の方が会社としてもいいというふうなことも耳にすることがございます。

もちろん、地元採用か、それからそうでないかということに関しては、私どもは地元の雇用に関しましては、立地協定の際に、ぜひ地元から雇用していただきたいというふうな強いお願いをしております。

○濱田大造委員 なら、もう要望だけという形ですね、今は。

○小野上企業立地課長 そうです、はい。  
以上です。

○城下広作委員 全く同じことを私は2月の議会で質問させていただいて、具体的な数字で。例えば本田技研なんか3分の1は非正規雇用ですね、要するに。だけど、それは企業誘致側としては、来てもらうのが第一ですから、それはそう言いたくなるのはわかりますよ。ところが、それが余り強力に言われると、じゃあ熊本は場所だけ提供して、人間は、ある意味では短期雇用でいいよというように聞こえると、それは余りちょっと我々も、それはそうだなと納得するわけにいかぬですよ、やっぱり。それは極力地元の方を正規雇用で雇っていただくようにという気持ちは、確かに企業側には言えないかもしれないけれども、その気持ちは持ってやっぱりある程度お願いをします。そのかわり、この熊本の地で、ある意味では、水なんかも自由にたくさん地下水を使って、そして生産性を上げて、いい立地条件でやるわけですから、そこを余り強

く言われたら、ちょっとそれはやっぱり厳しいというふうに思いますよ、やっぱりそれは。どうですか、済みません。

○井手労働雇用総室長 先ほどの私の言い方が少し言葉足らずだったというようなことだろうと思うんですが、私どもも基本的に常用雇用でお願いをしたいという気持ちはいつも持っておるわけでありまして、職業安定所、要するにハローワークを中心とした雇用関係の各機関の方々と、それから労務管理なり何なりをおやりになる企業の方々と、この面接会なり何なりでは、必ず常用雇用というのをぜひお願いをしたい、それからもう一つは、そういう誘致企業なり何なりがお見えになったときに、当然採用に当たる就職面談会なり何なりがあるわけなんです、そのときは必ず中に常用雇用化の道をきちんと入れていらっしゃるというところを確認しながら仕事を進めているところでございます。

あくまでもお願いベースでしかなかなか言えないんだというのはやはりありますんですが、基本的なところは全く同じでありますので、常用雇用につながるような質を持った、能力を持った職員を、職員といいますか、若い人たちをどれだけたくさんつくり上げていくかというのが私ども労働のセクションの仕事だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○城下広作委員 おっしゃるとおりなんです。ですから、働く側も努力をしなきゃ、だれでもいいというのは、そう思っていないんですよ。だから、地場でもそういう技術とか意識の高い人間をつくる環境をつくらなきゃいけない。そのかわり、また皆さん方も、こういう人材がいますよと、だからぜひ雇用をとという話をするということのこの2つの流れができないと、それは全然何も意識がない人間を雇えなんて、これは無理な話ですが、それ

は企業だって利潤の追求ですから当然だと思います。

ただ、一つの部分で、例えば、大手のイオンとかジャスコとかいろいろあったけれども、最初は、大量のものは全部他県から仕入れてやったじゃないですか。ところが、地産地消という言葉が出てきて、それは地元のものだって売ってくださいよということを粘り強く言って、やっと一つのコーナーに地産地消でちゃんと置くようになったと。これも企業から言わせれば、本来は地産地消なんか邪魔くさい話ですよ。大量にどこかから買ってきて売るといのがいいんだけど、結局地元の熱意で地産地消とかいろいろ言ってきたから、コーナーで地元のものを置くようになったと、これも努力だったと思うし、こういう一つの今までの取り組みというのは、連動していくことで出てくるんじゃないかと思ひますので、ぜひ今言っていたいただいたような形の部分で、我々も逆に地元で採用できる人間を育てる流れをつくっていかにかぬと。一緒にそれは頑張らにかぬと思ひますので、ぜひそういう形でお願ひしたいと思ひます。

○馬場成志委員 実は、私、その他の方でお話ししようかと思ひておりましたが、今話がつながってききましたので、ここで。お願ひですからね。

今、建設の請負単価なんかもどんどんどんどん下がってきとるというような話の中で、実態として、以前だったら、例えば1億の工事が今9,000万で出て、それが8割だったら7,200万だというような、昔だったら1億の工事が7,200万で仕事しなきゃいかぬというような状況は、これは御存じだというふうに、あれですね、最低価格で落札すればということですけども、その中で、単価が下がることで、とてもやっぱり末端の方々が苦勞されとるというような状況があるんですけど

も、その単価を出すための実態調査というか、実勢価格調査というんですかな、その辺はこっちの労働の方の雇用とか労働の方でやっとなるんですかな。

○松田三郎委員長 その請負に関しての労務単価ということですか。

○馬場成志委員 労務単価。

○井手労働雇用総室長 私どもの方では、いわゆる労務単価の積算というのは私どもの方の仕事ではなくて、国土交通省の方で建設労務単価なり何なりというのは積算をしているというふうに思っております。

○馬場成志委員 直接は連携とることはない。

○井手労働雇用総室長 私どもの方に来てますのは、建設労務単価の単価表は来ております。きょうは手元に持ってきておりませんが、とび職が幾らであるとか、それからコンクリートミキサーの運転手は幾らであるとか、あるいはガードマンが幾らであるとかというのは、建設の単価表は来ております。これに基づいて、地方は、九州はたしか九州一円で単価が一定だったろうと思うんですが、それで労務単価を組めというような数字は来ております。

○馬場成志委員 それじゃあ、もし国交省ということであれば、県の段階でも、もしかしたら土木部なのかもしれんから、知っと思っていただきたいということですが、私もまだ確実な情報、どっからでも聞いた話ではないものですから、ちょっと自信ない中で話をしますけれども、単価をとるときに、例えば正規雇用で保険から何からかけとる人たちの単価と、今話が出るとる非正規雇用の人たち

の単価、それをもうどっちでもいいというようなこととるんだそうですよ。そうすると、単価はどんどんどんどん非正規雇用の方に近づいていくわけですね。そうすると、企業の方はもちろん、こっちで、高い方でやらなきゃいかぬのに、非正規の人たちの単価でももとの設計単価が出てくるということになれば、どんどんどんどん設計額は下がってくるというような状況の中で、正規雇用をまた非正規に切りかえていかなきゃいかぬような状況に、まあ流れとしてそっちに行くわけですね。

だから、さっきお話聞いとって、有期、無期、それはどうだという基準ははっきりないんだというような話でしたけれども、先ほど城下先生もおっしゃったように、その辺のことをちょっとしっかり把握していただいて、セクションは違うかもしれませんが、熊本県の労働者をしっかりと守っていただくというような感覚の中では、そういった話もしっかりとキャッチしていただいて、何なりとのまた発信をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。ちょっと言葉足らずだったと思いますので、わからぬ部分はまた話します。

○松田三郎委員長 後ほどその他のところでも質問を受け付けますので、ちょっと先に進ませていただきたいと思います。

なお、休憩を挟みませんので、執行部の方でどうしてもトイレが我慢できないという方は、交代でといたしますか、行っていただいて結構でございます。

○城下広作委員 委員長、それ、もう一回いいですか。

○松田三郎委員長 どうぞ。

○城下広作委員 済みません、ちょっと観光

の件で。

このアクションプランですね、新しい観光パートナーアクションプラン、まさにこの第2期の部分で、このとおりになればバラ色の観光で、熊本は人間がたくさん来てから歩けぬぐらいになるんじゃないかというふうに期待しておりますけれども、現実に熊本の名前がなかなか——この間の新聞でも、我々は知っておられるだろうと思うところが全国ではなかなか知名度がそんなにないんで、ショックで、ああいう記事が出ると、本当かいというふうな感じでショックなんですけれども、このような形でやっていくことが大事だと思うんですけれども、例えば築城400年というイベントが熊本市でどんとやっています、1年間叫び続けて。熊本県としても、例えば知事会の部分で、築城の知事と懇談をするというふうなあんばいですね。非常にいいことだと思います。

それで、例えば熊本市が築城400年のイベントでこうやって全国にいろいろな形で情報発信すると。例えば熊本県として築城400年という形の部分で、これを表に出すかは別として、PRをします。そういうときに、例えば築城400年というキーワードで、県と市がタイアップして、一緒によその県にとか土地に情報発信して何をするとかというのは逆にあるのかということなんです。

このことは、一つどういう意味かといいますと、例えば天草市で今度イベントがある、天草市が全国でばあんと打ち出したい、そのとき、これはあくまでも天草市だけが、例えば関西に行つてどんとやる、そのときに県は全く天草市のすることだから全然関係ないというような形で今までいったのか、それとも今後は、そういう各市町村と県とどういふ感じでタイアップするとかという観光戦略みたいなのはあるのか、この辺が、県だけでいつも全体をばんとPRするというよりも、各部署と、今度は各市町村と県とタイアップす

る形、いろいろな形のバリエーションを持っていかないと、単発でやるとなかなか効果を発揮できなかったのが今までじゃないかと思う。これのことをどうでしょうかという形です。

○守田観光物産総室長 まず、具体的に先生今築城400年のお話をされましたので、その例からお話しさせていただきますと、県、市連携をしております。ですから、例えば1年に、まず4月始まりますと、まず我々のセクションと熊本市のセクションが一堂に会します、職員が。全部自分の事業をそこで整理をして発表を一緒にいたします。そして、どこがどう連携できるかというようなことをまずやります。

それから、具体的な例としては、もう昨年度からでございますけれども、九州各県、先ほど申しました、熊本よか旅応援団というのが熊本県内のキャンペーンでございます。それから、その他バーサス関係で、これは九州圏内に打っております。それはどちらにいたしましても、その中にいつも熊本城築城400年というものをいつも入れております。そして、もう一つ、それらを今一番、去年の例で申しますと、広島、岡山等々で発表するわけでございますが、そのときも一緒に参ります。ですから、去年の例でいいますと、ひごまる君を連れてまいりましたし、キャンペーンリーさんも一緒に行つていただきまして、そこで一緒にそういう展開をしているというのが現実、実態でございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

ただ、もう1つ、先生おっしゃった県内のすべてのものということになりますと、確かにそれはすべてと連携しているかというところと難しいところがございます。ただ、これも年に一遍、すべての県内で行われるイベントの調査をかけております。その中で我々は、重要なもの、特に我々県がいたしますのは、これ

が商品となって県外の皆様にどう提供するかということが重点でございますので、県といたしましては。そういう意味で、県外に十分これは露出し得るというものにつきましては、常に連携をしながら進めさせていただいているところでございます。天草においても同じでございます。

○城下広作委員 ぜひ総室長、その意気込みでやはり攻めていかないと、やっぱり攻めているんでしょうけれども、熊本の知名度というのが、阿蘇、天草にとどまるのか、それとも、もっと人吉、球磨とか、いろんなところでネームバリューがぐんぐん上がるというような形、そして宮崎みたいな、1人の知事で、すごく何か人気をひとり占めにして、物も売れるわ、宮崎を旅行する人間もふえるわという、ああいうのはちょっと特別な例なんでしょうけれども、やはりそういうような形の部分について私どもは期待したくなるんですね、やっぱり。観光でまた元気になるということが、ある意味では一番投資としては、ほかの部分よりも少なくとも大きい効果があるのかなという部分でありますので、ぜひこのアクションプランの方、形が大成功するような形で頑張ってくださいたいというふうに思います。

○濱田大造委員 観光の話なんですけれども、質問したいことたくさんあるんですけども、一昨年が、熊本市の観光客がたしか417万人で、統計とり始めて最低を記録したと。外国人は18万2,000人で7%増ですか、昨 years 年が。

私も、10何年間熊本を離れて、30のとき帰ってきたんですけども、確かに観光客は本当少ないんですね。何で少ないかと、いろんな業種の方と、JTB初め旅行代理店の方とお話しする機会がありまして、何で減ったのかと、何で観光客が来ないか濱田君わかるか

と。お城を見に来て飯を食う場所がないと言うんですね。修学旅行生徒が500人で、昔はよう来よったと。400周年も余り意味ないよと、多分観光客ふえないだろうと、もう旅行業界の人が既に言っているんですね。理由は簡単で、飯を食う場所がないと。昔は、ホテルとか、キャッスルとかニュースカイで食べてた。今、もうどんどんそういう時代じゃなくなって、今、午前中にお城を見たらそのまま抜けちゃうと、もう熊本県は単なる通過点で。

下通、上通を考えてみても、本当400~500人、もう200人以上で飯を食べる場所がないんですね。旅行会社の方から、ぜひ県議になったらそういうことからちょっとやらないと、熊本まずいよと。本丸御殿、50何億かけてつくったって、それはお客さん一時的には来るけれども、御飯を食べる場所がないから、みんなバスに乗せて、宮崎とか鹿児島に抜けてから昼飯を食うと。だから、鹿児島なんかぜひ行ってこいって言われているんです。県がすごい立派な、バスが何十台も入れるようなところを県がつくって、錦江湾の桜島を見ながらみんなで弁当食うと。お土産物屋さんもすごいありましてね。

だから、ぜひ、要望に近いんですけども、下通、上通歩いてみて皆さんもお気づきだと思うんですけども、今土産物屋さんが1軒もないんですね。本当なくなっちゃって、これは観光客からしてみれば、すごいおもしろみのない町なんです。お土産物屋さん探そうと、上通、下通、あれだけ店があっても1軒もないんですね、今。多分ないと思います。観光案内所もないんですね。これはどうなっているのかというふうになっちゃうわけなんで、やっぱりお客さんが来ないのはそういうところに理由があるんじゃないかなと。ぜひ、そういう視点からまちづくり——本当にいい資源はものすご眠っています、生かしてないだけでして。

あと1点なんですけど、ちなみに、松山市というのが観光で非常に成功しているんですけども、夏目漱石、たしか1年と2カ月しか住んでません。書いた小説は「坊ちゃん」ぐらいですね。熊本に3年ぐらい住んでいるんですね、夏目漱石。全然観光資源として有効活用してないと。ぜひ、観光、一番もうかりますので、馬場副議長、よろしく願います。

○守田観光物産総室長 先生から厳しいお話でございましたけれども、ちょっとまた整理して、資料をお持ちしてお話をさせていただきたいんですけども、決して熊本は、正直申しまして、それほど観光客が落ちているわけではございません。

まず、この10年間見ましたときに、熊本県の観光の数字の推移は、九州各県の中で、言われませんが、沖縄を除けば3位でございます。ずっと3位でございます。九州の中の順番は移動しておりません。まず、それが1つでございます。

それから、観光客全体で国がどうだったかということ、海外と国内を合わせました数字は物すごい伸びでございますが、国内数値は、この国の統計を見ていただいてもわかるとおり、この5年間ずっと減少でございます。ですから、国においても、ここをどうするかということで、今一生懸命国内の観光をもう一度目指そうということで進んでおりまして、私は、数字上から熊本が、これは全国の中じゃちょっとわかりませんが、九州の中でとりわけ数字が落ちてきたという理解はしておりません。ただ、トータルとしてずっと落ちてきているのは事実でございますので、そこはしっかりとやっていかなくてははいけないと、それが1点でございます。

それから、今鹿児島のお話をされて、御飯のお話をされました。確かに熊本城、若干落ちてきておりました。事実でございます。た

だ、ことしになりまして、昨年から動かしております築城400年、これの数字で間違いなく数字が伸びておりまして、ことしは、まだ推計でございますが、多分80万人を超えると思っております。それはまた、9月の議会で早ければ御報告させていただけるかと思っております。

食事の話が出ました。確かに今、レストランの問題はあるかもしれませんが、今これも済みません、数字が今頭の中に入ってないんですけども、実は昭和40年代ぐらいまでは、団体様のお客様が約8割でございます。今は本当に団体様は20%ぐらいになっています。今は個人のお客様が集中しております。ですから、バスで、僕らが子供のときでございますと、修学旅行というのは大体8台から10台ぐらい動かしていたんですが、今は大体1台ぐらい、20~30人、学校でも割りまして、それぞれの勉強は何をあなたはするかということで、20~30人ずつがいろんなことを経験するというような動きになっておりますので、そういう意味で、私の方には、大型団体が入ったときにレストランで食事というのが熊本の中だけが特別に問題であるというのは、申しわけございません、確認をしていないところでございます。

それと、鹿児島県のお話がございました。確かに鹿児島県さんというよりも、錦江湾のところにウオーターフロントがありまして、いわゆるいろんなお店を今つくっておられるのは事実でございます。ただ、あれは県ではございませんで、民間の方がつくられた。底地が埋立地でございますので、鹿児島県の土地ではございますけれども、山形屋さんを中心とした民間がおつくりになっておられます。ただ、正直なところ非常に厳しい経営状況だと伺っております。

それはそういうことを踏まえまして、しかし、熊本駅前、おっしゃったように、熊本城をお訪ねになった方が、確かにあの時間、

1時間、2時間でお帰りになるというのは、これは惜しいこととございますので、先生御指摘のとおり、そこが今回の熊本市の観光の一つの大きなポイントではないかと思っております。

幸山熊本市長の御答弁の中にも、先回の御答弁だったと思いますが、熊本市においても、熊本城を活用した観光施設の一環としまして、今、昔の県営プールの跡でございますけれども、あそこが今市の土地になっておりますので、その土地につきまして、旧県営城内プール跡地に、熊本城の歴史を学習する施設、お土産を買う施設、さらに熊本のおいしい水と食べ物を堪能できる施設等の整備を考えてまいりたいという御発言が出ておりますので、近いうちにそういう案も出てくるかと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 委員長、せっかくだからもう一つ言わせてください。

私も旅行会社から聞いた話です。熊本の市内にあるホテルは、バスをとめるスペースがないそうです。ですから、団体を組もうとしてもホテルにバスをとめるところがないから、逆に熊本のホテルは敬遠をしますと。よく考えてみたら、バスをとめるホテルがございません。だから、最初から、とめるところがないから、そここのところに泊まるという計画をできないんですというところだから、もともと団体を受け入れる気持ちがあるんでしょうかね、熊本のホテルさんはということ、いわゆる旅行を希望される方がツアー会社にそういう話をされるそうでございます。これは、私が思っているんじゃないくて、旅行会社がそういう形で、熊本市内の大型ホテルと言われているところ、確かにバスを、例えば修学旅行でも団体でも、3台、4台と——遠くには置けますよ。だけど、バスというのは大体ホテルの下にそのままどんといて、朝から

荷物がそこに乗り込む、夜、そのままおりるということが——結局迂回をしなきゃいけない、こういうのがあるそうでございます。これもネックになっている。だから、通過で、熊本でどんなに宿泊を頑張ろうとしても、宿泊できる態勢がないというのは、これはある意味では事実だと思いますので、この辺はどうかまた認識もしくは調査をして考えていただきたい。今からつくれといっても無理でしょうから、それは現実にある問題でございます。

一応、委員長、そういうことです。

○松田三郎委員長 一応これで終了させていただきます——この主要事業に関連の。

○田代国広委員 委員長、質疑、これで。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○田代国広委員 県立技術短期大学校についてお尋ねいたしますが、年間100%の就職率だという大変すばらしい実績でありまして、非常に私もうれしく思っているんですが、この就職率ですね、県内、県外。県内に多いというふうには聞いておったんですけども、県内と県外の就職率はどのようになっていますか。

○井手労働雇用総室長 済みません、数字を覚えてなかったものですから、今確認しましたら89%が県内に就職をしているということでございます。

○田代国広委員 そこで、すばらしい実績でもあるわけですし、ことしも何か、いわゆる求人が殺到したというふうな記事が新聞に載ってまして、大変すばらしいなと思っておるわけですし、そこで、現在110人ですね、定数が。これを110じゃなくて、定数増は考



す。

確かにここで明確な答弁はできませんけれども、また9月やるかもしれませんので、そのときはぜひよりお願いしたいと思います。

○松田三郎委員長 本番は9月の一般質問で。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回は、商工観光労働部からの報告が1件ございます。

まず、島田商工観光労働部長から総括説明を求めた後、担当課長から説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、島田部長からお願いいたします。

○島田商工観光労働部長 今回、商工観光労働部から御提案申し上げております議案等は、平成18年度から平成19年度への繰越額の確定に伴います繰越計算書の報告関係1件でございます。

これは、益城町のテクノ・リサーチパーク隣接地で整備を進めております工業団地施設整備事業について、用地交渉に日数を要したため繰越しをさせていただきましたものでございますが、速やかな執行に努めているところでございます。

本日は、このほか、商工観光労働部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてなど、4件について御報告させていただくことといたしております。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○小野上企業立地課長 企業立地課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

工業団地の施設整備事業につきまして、先ほど主要事業のところでも御説明申し上げましたが、企業ニーズに応じます魅力ある工業団地を整備することによりまして、地域の経済波及効果が高く、かつ成長が見込まれる企業の誘致を図ることを目的に、益城町のくまもとテクノ・リサーチパークの東側約24.8ヘクタールのエリアに新規の工業団地整備ということで、平成17年度から取り組んでいる事業でございます。

この事業につきましては、18年度予算として、造成工事に伴います費用の4億4,341万2,000円を計上していたところでございますが、用地交渉に日数を要しましたために、実施設計の作成等がおくれました結果、18年度に行おうと考えていた造成工事の発注がおくれています、翌年度に3億8,300万円繰り越したものでございます。

なお、この財源につきましては、地域開発事業債という起債を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 今の説明につきまして質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松田三郎委員長 質疑を終了いたします。

次に、今回新たに委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査いたします。

今回新たに付託された請願は、請第7号、1件であります。

請第7号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○井手労働雇用総室長 請願の趣旨等について、まず御説明をいたします。

詳細は、請願書に記載のとおりでございますが、請願に至った背景といたしまして、1

つには、労働法制の規制緩和政策によりまして、大企業が史上空前の利益を更新し続ける一方、非正規労働者、若年層では、年収200万円以下の低所得という悲惨な状況が続いていると。2つ目に、現在の最低賃金は、健康に生きていくことすら保障できない金額であると。3つ目に、最低賃金法の改正案が現国会で審議中であるが、改正案では、全国一律の最低賃金制度が確立されていないことや障害者に対する差別的条項が存在するなど、さらに改善すべき点が残っているという認識が示されています。

その上で、要求内容といたしまして、1つには、地域別最低賃金を時間額1,000円以上に引き上げること、2つ目に、全国一律の最低賃金制度を法制化すること、3つ目に、最低賃金法の障害者の適用除外条項を削除することの3点を求めています。

ここで、現行の最低賃金制度の概要について御説明を申し上げます。

まず、地域別の最低賃金は、毎年中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、労働局長が地方最低賃金審議会の答申を経て決定することになっております。

次に、最低賃金の決定基準といたしまして、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この3要素を総合的に勘案して決定されることになっております。

こうして決定された最低賃金額は強制力を持っており、パートタイム労働者を含むすべての労働者に適用されます。

なお、平成18年10月時点の熊本県の地域別最低賃金は、時間当たり612円となっております。

次に、最低賃金法の改正の動きでございますが、現在開会中の国会に、政府提出法案、最低賃金法の一部を改正する法律案と議員提出法案、格差是正のための緊急措置等に関する

法律案の両案が提出されております。

政府提出案と議員提出法案の主な違いを簡単に申し上げますと、まず最低賃金の決定に当たって、政府提出法案では、生活保護との整合性に配慮するよう求めているのに対し、議員提出法案では、労働者の生計費にその家族の生計費を加えるように求めています。

また、政府提出法案では、従来どおり地域別最低賃金とし、全国一律最低賃金は設定しないとされていますが、議員提出法案では、全国一律最低賃金を設定し、それを下限として、別途地域別最低賃金を設定することとされています。

さらに、障害者等の適用除外について、政府提出案では、減額率などを基準を明確化するとされています。

以上、請願の趣旨、現行制度の概要、そして法改正の動きについて御説明を申し上げます。

以上で説明を終わります。

○松田三郎委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんか。

なければ終了いたします。

それでは、請第7号について採決に移りたいと思いますが、継続、採択、不採択でございますが、いかがいたしましょうか。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○松田三郎委員長 不採択という声がございますので、不採択についてお諮りいたします。

請第7号を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、請第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることと

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田三郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

執行部から報告の申し出があっておりますので、まず、それぞれの担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思いません。

それでは、報告をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。私の方から2件御報告させていただきます。

経済常任委員会報告事項、縦の資料がございます。こちらの方をお願いいたします。

初めに、まず、商工観光労働部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

説明の前に、全体的な話でございますが、行財政改革の推進につきましては、平成17年2月に策定いたしました行財政改革基本方針に基づきまして、年度ごとの実施計画を策定しまして、全庁的に改革に取り組んでいるところでございます。

県全体の取り組みにつきましては、総務常任委員会で報告されることとなっております。参考資料としてお手元に総務常任委員会報告資料の横の概要ということで、全体的なものにつきましては、概要をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私の方からは、商工観光労働部における行財政改革の主な取り組みということで御報告させていただきます。

資料の、恐れ入ります、めくっていただきまして、1ページでございますが、商工観光労働部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてということでございます。

1ページの下段でございますが、行政改革、

組織体制の見直しといたしまして、出先機関の見直しということで、中小企業の振興を支援する組織体制の整備に向けた検討ということで、平成19年4月に、工業技術センター、食品加工研究所及び計量検定所を再編統合し、産業技術センターを開設いたしております。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

2ページ目が、業務の見直しということで、県行政の守備範囲の見直しとして、職員住宅の見直し、大阪事務所の職員住宅につきまして、将来的に大規模改修が必要となった場合には、県が所有する方式から借り上げ方式に移行して、所有地については売却するという方針を決定したところでございます。

試験研究機関の成果、外部評価制度につきましては、工業技術センターにおきまして外部評価委員会を設けまして、研究の重点化を図っております。

公の施設の見直しにつきましては、野外劇場アスペクタにつきましては、この4月から指定管理者制度を導入したところでございます。

県出資団体の見直しにつきましては、グランメッセ熊本につきましては、昨年7月31日付で解散、くまもとファズにつきましては、大幅な事業の見直しを行いまして、減資いたしております。県の出資額は4億から200万に縮小するとともに、商工観光労働部長が同社の取締役を退任しております。

熊本県伝統工芸館につきましては、18年度から県職員の派遣を廃止いたしております。

3ページでございますが、財政改革におきましては、受益者負担の適正化といたしまして、熊本県高等技術訓練校の授業料等の有料化を実施いたしております。

さらに、滞納が発生している貸付金等の早期回収への取り組みということで、中小企業振興資金貸付金等の延滞債権の一部の回収を

民間に委託、そのほか、債権差し押さえ等を実施しております。

歳出構造の見直しということで、一般行政経費の見直しでございますが、経営指導員等の設置基準の見直しによる商工会、商工会議所、商工会連合会補助の見直しを実施いたしております。

補助対象の職員の削減等を図っております。

めくっていただきまして、4ページでございますが、4ページが、地方税財源の拡充ということで、県行財政基盤の強化ということでございます。

県税の減免等の措置による企業誘致の促進、御案内のとおり、18年度は誘致件数40件ということで取り組んでおります。

また、リース方式による工業団地等への誘致ということで、白岩産業団地につきまして、企業1社とリース契約を締結したところでございます。

今後、県の厳しい財政状況を十分に認識いたしまして、常に改革の視点を持って引き続き行財政改革の取り組みを極力図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が行財政改革の取り組みでございます。

続きまして、もう1件御報告でございますが、中小企業振興基本条例に係る取り組みについて御報告させていただきます。

こちらの方は、恐れ入りますが、別冊の2ということで、こちらの方の縦の別冊資料をお願いいたします。

中小企業振興基本条例に係る取り組みについて御報告でございます。

まず、めくっていただきまして、1ページ、2ページでございますが、条例の概要について改めて簡潔に説明させていただきます。

条例の1ページ目、条例の前文は省略いたしますが、本文は、第1条から第3条までが

目的、定義、基本理念でございまして、第4条に、基本方針として、講ずべき施策及び2ページ目にまたがりませんが、2ページ目の方でございますが、講ずべき措置というものを第4条で記載しております。特に講ずべき措置では、県が発注します工事、物品、役務の調達に当たっての留意点や中小企業の経営安定支援、国等への中小企業施策の要望など、多岐にわたり施策の実施に当たっての措置を列挙してございます。

さらに、第5条で財政上の措置を述べ、第6条で中小企業者の自主的な努力を促すとともに、第7条で県民の理解と協力を求めています。

めくっていただきまして、3ページ目でございますが、3ページ目が、条例の体系図でございます。概念図でございます。

中小企業施策を県議会等の検証をいただきながら、こういう形で進めてまいりたいということで考えております。

以上が条例の概要でございますが、この条例の取り組みといたしまして、資料5ページをお願いいたします。

資料5ページに中小企業振興基本条例の取り組みということで記載しております。

まず、全庁的な推進体制といたしまして、従来から中小企業の振興につきましては当商工観光労働部が所管しており、本条例に関しましても、全庁の調整、取りまとめを行うこととしております。

全庁的な推進体制といたしましては、総合調整推進体制を用いまして、政策部長会議、政策調整会議等で施策の推進を図ることといたしております。

6ページでございます。

6ページに取り組みの内容でございますが、まず、(1)で、各部局の分も含めまして、熊本県中小企業振興の主要施策を毎年度作成、議会に報告するとともに、県民に報告してまいります。この主要な施策につきまして

は、次ページ、8ページ以降に参考資料として添付いたしております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

6ページに戻っていただきまして、(2)が、庁内への周知でございます。これも毎年度当初に県の発注いたします工事、物品及び役務の調達につきましての留意事項を通知し、周知を図ることといたしております。本年度分は、この資料の一番最後の25ページに参考までに添付しております。

(3)の国等への中小企業関連施策の改善要望につきましては、毎年度実施いたします県から国への政策提言の中で強く訴えてまいることとしております。

最後に、中小企業者・県民への周知・啓発につきましては、仮称であります、中小企業セミナーを実施することとしております。また、昨年からは開始いたしました新事業支援調達制度の周知など、さまざまな機会に周知を図ってまいることとしております。

最後に、これらの取り組み状況につきましては、逐次当委員会初め関係委員会におきまして御報告させていただき、県議会の御意見をいただきながら進めていくこととしております。

中小企業振興施策につきましては、毎年度、経済常任委員会、年度当初の委員会に報告してまいりたいと考えております。

また、本日、この資料を用いまして、前委員会で御報告しておることを念のため申し添えます。

県内事業者の99%を占めます中小企業の振興は、県政にとりまして重要な課題でございます。今回の条例制定を機に、県議会の御意見をいただきながら、さらには取り組みを進めていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中園総務経営課長 総務経営課でございま

す。

企業局における平成18年度の行財政改革の取り組みについて御報告申し上げます。

資料の5ページをお願いいたします。

企業局でも、局内に設置しております経営改革推進本部を中心として、アクションプラン等に基づき、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

主な取り組みとしては、まず行財政改革でございますけれども、本庁組織の見直しとして、荒瀬ダム撤去の本格化に向け、公営企業管理者の設置見直しを行い、平成18年4月から、知事みずからが管理者としての業務を行っているところでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、財政改革でございますけれども、公債費の見直しとしまして、有明工水に係る金利負担の軽減を図るために、低金利の借りかえを実施しております。

また、企業会計・特別会計の見直しとしましては、第2期の企業局経営基本計画に基づき、有明工業用水道の一部上水転用を行うなど、企業局の経営基盤の強化、効率的な事業運営に努めているところでございます。

今後も、この経営基本計画に掲げましたさまざまな取り組みを着実に実施し、経営のさらなる健全化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山下工務課長 工務課でございまして。

荒瀬ダムの撤去に関する取り組み状況について御報告をいたします。

7ページ目でございます。

荒瀬ダムにつきましては、平成14年12月に撤去決定いたしまして、平成15年6月に、河川環境に配慮したダム撤去対策などの検討のために、荒瀬ダム対策検討委員会及びダム撤去工法専門部会を設置いたしまして検討を行ってまいりました。

その検討結果を受けまして、平成18年3月に、荒瀬ダム撤去方針を策定いたしまして、現在、この方針に沿いまして、ダム撤去計画の詳細設計を進めております。

平成20年度以降は、工事の実施設計や国土交通省との河川法上の手続、地元への事業説明などを行いまして、平成22年度から撤去を開始する予定といたしてしております。

荒瀬ダムの撤去方針の概要ですが、3つの項目からできておりまして、まず、(1)のダム撤去工法ですが、撤去手順といたしまして、右岸先行スリット工法により撤去いたします。右岸とは、河川の上流から見ました表現となります。また、スリット工法とは、縦にコンクリートを切りながら撤去する方法であります。

撤去範囲としましては、元河床高さ、すなわちダム建設時の河床高さまで撤去しまして、撤去期間は5年程度を要するものと考えております。

撤去方法等につきましては、別添資料の中にA3の図面を添付しておりますので、御参考にしていただければと思います。

(2)の土砂処理方針についてであります、粘土(シルト)につきましては、ダムの撤去までには全量を除去いたしまして、盛土材として活用することといたしてしております。

また、砂、れきにつきましては自然流下を基本としますが、撤去までにおおむね10万立米を除去し、流域還元を図ることといたしてしております。

(3)ですが、ダム撤去に伴いまして環境保全措置及びモニタリングを①、②の内容で実施することといたしてしております。

2といたしまして、ただいま御説明しました撤去方針策定後に委員会及び専門部会でさらなる検討がなされまして、その検討内容に沿って今後進めることといたしてしております。

次のページになりますが、3の今後の取り組みとしまして、(1)から(3)の内容で今後進

めることといたしてしております。

4といたしまして、今までに実施しましたダム管理対策といたしまして、国道及び県道の護岸補修を73カ所実施し、平成18年度までに補修については完了いたしてしております。

堆砂除去につきましては、平成18年度までに2万7,000立米を除去し、今年度、1万5,000立米を除去する計画でおります。

次に、環境対策ですが、泥土の除去につきましては、平成18年度までに4万9,000立米を除去してございまして、今年度、4万立米を除去する計画でおります。

また、水質調査につきましては、荒瀬ダム上下流の5カ所で定点水質調査を実施をいたしてしております。

最後になりますが、荒瀬ダムに関して地元から意見、要望がありまして、これに対しましては、関係部局、関係機関と連携しながら、八代市との協議を進めております。

別添資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

○松田三郎委員長 以上で報告事項の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

○馬場成志委員 財政改革における取り組み、これは借りかえなんかはやっとるところもありますし、それでどれぐらい効果が出たかということはやっぱりうたわないかぬでしょう。なかなかストレートにその効果があらわれない部分もあって、書きづらいというような部分もあると思いますけれども、効果が出たら出たで、それは励みにしなきゃいかぬし、逆に、出なければ、これだけやってもこれぐらいしか辛抱できんとかばいというようなことをやっぱりもう一回実感していかなきゃいかぬと。

ですから、そういうことで、今後またできるだけそういう方向で表示していただきたい

と思います。

以上です。

○松田三郎委員長 要望でよございますか。  
——中園課長。

○中園総務経営課長 次回から御報告したい  
と思いますので、よろしく願います。

○松田三郎委員長 願います。

ほかにございせんか。

済みません、私から1点だけ。

荒瀬ダム、今説明された8ページ、地元からの意見、要望、これも結構出ていたと思いますが、この検討委員会とは別に、今県と市で協議をしているという状況、そこです。進んでおりますかね。

○山下工務課長 工務課でございます。

今、八代市とは鋭意お話しさせていただいております。八代市の方は、やはり第三者委員会として、このダムの河川内じゃなくて、外の方についても委員会を立ち上げるべきじゃないのという話がございますけれども、県と企業局としましては、案件も多うございますので個別に協議をしましょうということで、お互いにその辺の話し合いをしている状況でございます。

○松田三郎委員長 わかりました。

次に、その他でございますが、委員の先生方からその他で何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松田三郎委員長 なければ、質疑をすべて終了いたします。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさんでございました。

午後0時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済常任委員会委員長